平成21年2月宮崎県定例県議会(補正) **商工建設常任委員会会議録** 平成21年3月5日~6日

場 所 第5委員会室

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第42号 平成20年度宮崎県一般会計補正 予算(第4号)
- ○議案第47号 平成20年度宮崎県小規模企業者 等設備導入資金特別会計補正予 算(第1号)
- ○議案第48号 平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- ○議案第49号 平成20年度宮崎県営国民宿舎特 別会計補正予算(第1号)
- ○議案第52号 平成20年度宮崎県公共用地取得 事業特別会計補正予算(第1号)
- ○議案第53号 平成20年度宮崎県港湾整備事業 特別会計補正予算(第2号)
- ○議案第54号 宮崎県行政機関設置条例の一部 を改正する条例
- ○議案第57号 宮崎県中小企業者等向け融資に 係る損失補償に関する条例
- ○議案第59号 工事請負契約の締結について
- ○議案第60号 工事請負契約の変更について
- ○議案第61号 公の施設の指定管理者の指定に ついて
- ○議案第62号 土木事業執行に伴う市町村負担 金徴収についての議決内容の一 部変更について
- ○議案第63号 平成20年度宮崎県一般会計補正 予算(第5号)
- ○議案第69号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特 例基金条例

- ○議案第70号 宮崎県ふるさと雇用再生特別基 金条例
- ○議案第71号 工事請負契約の締結について
- ○報告事項
- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す る調査
- ○その他報告事項
- ・平成20年度宮崎県推奨優良県産品の決定について
- ・みやざき県産品東アジア販路拡大戦略について
- ・「セーフティネット保証(5号)」の承諾状況 について
- ・最近の企業誘致の状況について
- ・「みやざきフラワーフェスタ2009」の開催 について
- 「2009みやざきweeeek(ウィーク)」 の実施について

出席委員(8人)

十 屋 幸 平 委 員 長 長 副 委 員 河 野 安 幸 委 員 星原 诱 委 員 水間篤 典 委 昌 濵 砂 守 委 員 外山 良 治 委 員 武 井 俊 輔 河 野 委 員 哲 也

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 高山幹男

商工観光労働部次長 富二喜 河 野 企業立地推進局長 矢 野 好 孝 観光交流推進局長 江 上 仁 訓 部参事兼商工政策課長 内枦保 博 秋 工業支援課長 男 幸 森 商業支援課長 藤 長 工 良 経営金融課長 古 賀 孝 士 労働政策課長 押 Ш 利 孝 地域雇用対策監 金 丸 裕 企業立地推進局次長 長 嶺 泰 弘 商工観光労働暗區|参事 藤 野 秀 策 観光推進課長 橋 П 貴 至 みやざきアピール課長 甲 斐 睦 教 =工業技術センター所長 野 雄 河 食品開発センター所長 青 Щ 好 文 県立産業技術専門校長 西 盾 夫

県土整備部

県土整備部長 田 康 夫 山 県土整備部次長 砂 濵 公 総 括 県土整備部次長 尚 田 義 美 (道路•河川•港湾担当) 県土整備部次長 児 玉 宏 紀 (都市計画・建築担当) 学 高速道対策局長 渡 讱 部参事兼管理課長 原 持 道 雄 部参事兼用地対策課長 小 野 健 技術企画課長 田 健 了 尚 工事検査課長 髙 冨 康 夫 道路建設課長 山 崹 芳 樹 道路保全課長 雄 東 康 H 岩 切 立 雄 河 課 長 ム対策監 小 城 文 男 防 砂 課 長 桑 畑 則 幸 長 湾 内 広 港 課 竹 介

空港・ポート 安 前 田 徳 セールス対策監 都市計画課長 博 司 黒 \blacksquare 公園下水道課長 亚 \mathbf{H} 善 建築住宅課長 藤 原 憲 営 繕 課 長 藤 佐 徳 Ш 施設保全対策監 新 正 文 高速道対策局次長 渡 邊 純 教

労働委員会事務局

事務局長 黒木康年調整審査課長 高藤和洋

事務局職員出席者

 議事課主査
 山中康二

 議事課主査
 大下香

〇十屋委員長 ただいまから商工建設常任委員 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のと おりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前9時59分休憩

午前10時0分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

〇黒木労働委員会事務局長 平成20年度2月補

正歳出予算説明資料に基づきまして、労働委員会事務局の予算を説明させていただきます。

お手元の労働委員会のインデックスのついて おります463ページからとなっておりますが、467 ページをごらんください。今回の補正は、一般 会計で311万6,000円の減額となっております。 その内訳は、(事項)職員費170万6,000円の減額 で、職員の人件費の執行残に伴うものと、(事項) 委員会運営費141万円の減額で、労働委員会の運 営に要する経費の執行残に伴うものでございま す。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしましたが、質疑はありませんか。

○濵砂委員 141万円という金額は労働委員会を 開催した回数が少なかったという減額なんです か。

○高藤調整審査課長 委員会の開催については、総会そのものはそんなに減っているわけではございません。実際減っておる中身といたしましては、委員が総会に全員来られなかったりします。時々欠席があったりとか、その分の費用弁償が要らなかったりとか、研修会を例えば九州内でやったりしていますけれども、その研修会に出席を全員予定しておったのが、欠席が出たりとか、事務費の節約、そういうものが中身でございます。

○濵砂委員 2の66万2,000円は、労働争議とか 不当労働行為の審査の回数が予想よりも少な かったということですか。

○高藤調整審査課長 そういう面はございます。

〇十屋委員長 ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、その他、何かありま

せんか。

○水間委員 ちょっと教えてください。実は一 昨年、知事が就任されたとき、裏金問題があり まして、職員が2人処分というか、停職になっ た問題がありましたね。そして、その方が不服 申し立てということで、変わりましたね。そこ らあたりはこの委員会に上がってくるんですか。 それとも全く別ですか。

○高藤調整審査課長 労働委員会は、民間企業がメーンでございます。公務員につきましては、 人事委員会がそういう手続をすることになっております。

○水間委員 では、勉強のために教えてください。公務員は人事委員会の仕事ということでしょうが、一回裁定をし、今度は不服審査が通る。 そうすると、その人の身分というものに対して、 結果的には最初の処分が間違っていましたよということですよね。 そうなったときに、本人あるいは家族、同じ町内でこういうことをしたんじゃないかと言われながら、その部分が「あなたは違いました」ということになったときには、一般でいいんですが、人事委員会として表明あるいは陳謝の仕方とか、何かそういうものはあるんですか。

○高藤調整審査課長 ちょっと答えづらいんですが、人事委員会が謝罪するとかいうようなことはないと思います。人事委員会は判定をする機関になると思いますので、いわゆる裁判所と一緒という考えでございます。

○水間委員 わかりました。処分の仕方がおかしいなというふうに思うんですよ。もうちょっと職員の身になってやらないかんのじゃないかと。

〇十屋委員長 ほかはございませんか。

〇外山委員 雇いどめとか派遣切りとかいった

点の問題提起というのは1件もなかったですか。 **〇高藤調整審査課長** 雇いどめの相談があった かということでございますね。現在までのとこ ろ、今回の不況に伴うもの、リーマンショック といいますか、その分についてはございません。

- **〇外山委員** そうですか。
- **〇十屋委員長** ほかはございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時9分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。

本日は、お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料で御説明したいと思います。まず、目次にございますように、本日は、平成21年2月定例県議会提出議案(平成20年度補正分)と商工観光労働部をめぐる最近の動き6点につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。今回提出いたしております商工観光労働部関係議案の概要でございます。まず、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」であります。商工観光労働部の一般会計の歳出は、補正前の額といたしまして437億994万3,000円でございますが、これから今回、

5億3,709万5,000円を減額いたしまして、補正 後の額、431億7,284万8,000円とするものであり ます。これは、執行残等に伴う補正でございま す。

次に、議案第63号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」でございますが、これは、国の第2次補正予算を受けまして、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金を造成するため、議案第42号の補正予算を追加補正するものでございます。補正前の額431億7,284万8,000円に、83億円を増額いたしまして、計514億7,284万8,000円とするものでございます。

次に、議案第47号「平成20年度宮崎県小規模 企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1 号)」でありますが、これは、事業費の確定等に 伴いまして、5億4,628万5,000円を減額補正す るものでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。 議案第48号「平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」と議案第49号「平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」は、いずれも歳入予算区分の補正でありまして、補正後の金額は補正前と変わっておりません。

次に、議案第57号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」であります。これは、県内中小企業の再生を機動的に行うため、県信用保証協会が保有する県制度融資に係る求償権の放棄等を知事の承認により可能にするための条例を制定するものでございます。

次に、議案第69号「宮崎県緊急雇用創出事業 臨時特例基金条例」でございます。先ほど、補 正予算で御説明いたしました基金にかかわるも のでありまして、離職を余儀なくされた者に対 して、一時的な雇用・就業機会の創出や生活・ 就労相談を実施するための基金を創設する条例 を制定しようというものであります。

次に、議案第70号「宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例」でございますが、これも、先ほど補正予算で御説明しました基金にかかわるものでありまして、地域の実情や創意工夫に基づき、継続的な雇用機会を創出するための基金を創設する条例を制定しようというものであります。

それぞれの議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長等より御説明いたしますので、 よろしく御審議くださるようお願い申し上げま す。私からは以上でございます。

〇内枦保商工政策課長 商工政策課の平成20年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックスのところ、207ページをお開きください。補正額の欄でございますけれども、今回の補正額は、4,227万7,000円の減額補正でございます。その結果、補正後の予算額は3億1,008万7,000円となります。

それでは、補正内容の主なものについて御説明いたします。210ページをお開きください。(目)計量検定費(事項)計量検定所費107万5,000円の減額でございます。これは、計量法に基づく計量器の定期検査等の実施に要する経費でございますけれども、経費の節減を図ったことによる執行残でございます。

商工政策課は以上でございます。

○森工業支援課長 工業支援課の平成20年度2 月補正について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、工業支援課のインデックスでございますけれども、211ページをお願いいたします。工業支援課の2月補正

は、4,152万1,000円の減額でございます。補正 後の予算は35億9,826万3,000円となります。

以下、主な内容につきまして御説明いたします。213ページをお開きいただきたいと思います。 (目) 工鉱業総務費でございますが、1,220万8,000円の減額としております。これは、工業技術センター及び食品開発センター職員の育児休業取得に伴う人件費の補正減でございます。

次に、(目)工鉱業振興費でございますが、1,974万5,000円の減額としております。主なものといたしましては、(事項)産業支援財団創業支援等事業費で1,000万円の減額でございます。減額の理由といたしましては、企業の高度技術開発等への融資事業の執行残に伴うものでございます。

次に、(事項)新事業創出環境整備事業費で489 万6,000円の減でございます。減額の主な理由と いたしましては、214ページ、新事業創出環境整 備補助事業等の執行残に伴うものでございます。

次に、(事項)技術振興対策費で336万8,000円 の減でございます。減額の主な理由は、技術振 興指導事業の執行残に伴うものでございます。

最後に、215ページの(目)工業試験場費956 万8,000円の減額としております。これは、いずれの事項も、工業技術センター及び食品開発センターの運営管理費の執行残等に伴って減額するものでございます。

工業支援課は以上でございます。

〇工藤商業支援課長 商業支援課の平成20年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、商業支援課のインデックスのところ、217ページをお願いします。 商業支援課の2月補正額は、3,875万1,000円の 減額で、補正後の額は6億1,429万9,000円となります。 それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。219ページをごらんください。(事項)中小商業活性化事業費1,107万8,000円の減額でございます。これは、主に2の地域商業づくり総合支援事業と3のみやざきの商人モデル創造事業の事業費確定に伴う減額でございます。主な要因といたしまして、商店街等が行うイベント等の事業規模縮小などにより、補助対象事業費が減少したものでございます。

次に、(事項) 地場産業総合振興対策費195 万4,000円の減額でございます。220ページをお 願いいたします。これは、主に1のみやざき特 産品PR展開支援事業の事業費確定等に伴う減 額でございます。県下一円を対象とする組合・ 団体等が取り組む展示会出展など、地場産品の 販路拡大・開拓事業への補助金の減額でござい ます。

次に、(目) 貿易振興費 (事項) 貿易促進費1,356 万4,000円の減額でございます。これは、主に1 の海外交流駐在員設置事業と2の県産業貿易振 興協会機能強化事業の減額でございます。海外 交流駐在員設置事業につきましては、当初予定 しておりました為替レートよりも円高になりま したことから、ウォン、人民元で積算している ソウル事務所及び上海事務所の経費の為替の差 による執行残が発生したことによる減額でございます。県産業貿易振興協会機能強化事業につ いては、協会の運営費の確定による補助金の減 でございます。

次に、(目)物産あっ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費1,683万8,000円の減額でございます。これは、主に2の販路拡大支援プロジェクト事業運営費補助金の減額でございます。この補助金は、物産振興センターが行う商品開発や販路拡大の各種公益的事業の円滑な実施を図

るために、センターの運営に要する経費の一部を助成しているものですが、センターでは、アンテナショップの販売手数料収入が当初見込みよりも増加しており、自己資金で充てることが可能になったために1,622万1,000円を減額するものでございます。

次に、(目) 工鉱業振興費(事項) 中小企業 I T化促進支援事業費140万3,000円の減額でございます。これは、主に2の誘致企業 I T人材養成支援事業の事業費の確定に伴う減額でございます。

補正予算については以上でございます。

次に、商工観光労働部をめぐる最近の動きに ついて御説明いたします。

委員会資料の8ページをお願いいたします。 最初に、平成20年度宮崎県推奨優良県産品の決 定についてでございます。

まず、1の制度の概要でございます。(1)の 目的といたしましては、商品力及び関係法令な どの厳格な審査をクリアした優良な県産品を県 が推奨し、消費者へ安全で高品質な県産品をP Rするとともに、生産者の関係法令遵守の意識 啓発や商品開発能力向上を図るもので、県産品 の販路拡大とともに、本県産業の振興を目指す ものでございます。(2)の対象商品といたしま しては、県内の企業が原則として県内産の素材 を主要原材料として使用し、県内で製造したも のを対象としております。(3)の推奨の基準で ございますが、まず、1次審査として、地域特 性、市場性、香味などの商品力の審査を行い、 それでパスしたものが第2次審査へと進みまし て、商品のラベルの表示審査や衛生審査、内容 分析などの審査を行った上で推奨品を決定した ところでございます。

次に、2の平成20年度の実績でございます。

審査数といたしましては、今年度はトータルで66 品目の申請がありまして、そのうち23品目を推 奨品として決定いたしました。推奨品につきま しては、お手元にパンフレットをお配りしてい ると思いますが、これは後ほど、ごらんいただ きたいと思います。なお、推奨品には、パンフ レットの裏表紙にマークが載っていると思いま すが、このマークを商品に表示することができ るとしております。また、このマークにつきま しては、機会をとらえてPRをしてまいりたい と考えております。(2)の推奨期間でございま す。今回選定されました商品の推奨期間は、平 成24年3月31日までの約3年間でございます。

(3) の推奨決定後のフォロー体制といたしましては、毎年、保健所による立入検査で衛生検査、公的試験機関における細菌検査等を実施することとしております。

今後、県といたしましても、積極的にPRを 行って、本県産品の一層の定着・定番化を図っ ていきたいと考えております。

次に、9ページをお願いいたします。みやざき県産品東アジア販路拡大戦略についてでございます。

1の策定の趣旨でございます。県及び関係団体が一体となって経済発展の著しい東アジアへの県産品の一層の販路拡大を図っていくための指針とするものでございます。

2の県産品の対象範囲でございます。木材を 含む農林水産物、食品、工芸品などの加工品を 対象としております。

3の戦略の概要でございますが、これは、概念図で説明いたします。次の10ページをお願いいたします。まず、重点品目でございます。牛肉、カンショ、完熟キンカンなど、品目数にいたしまして41品目の中から国・地域別にそれぞ

れ決定をいたしました。東アジアの対象国・地域でございますが、中国、韓国など10カ国・地域でございます。その中で台湾、香港、シンガポールなど6カ国を重点国・地域として位置づけております。

戦略でございます。戦略として3つの柱で構 成しております。まず、戦略I、東アジアでの 県産品の定番・定着化と販路拡大についてであ ります。これは、現地または国内で輸出品を取 り扱っている流通業者を県内に招いての、県内 の生産者団体などへの商談機会の提供などを通 じまして、販路の開拓・拡大を図ることとして おります。また、新たな輸出国の拡大のため、 宮崎フェアなどの開催を計画しております。そ れから戦略Ⅱでございます。県内企業の輸出力 強化と輸出環境の整備でございます。これは、 各種研修事業などを通じまして、新たな県内輸 出者の育成や貿易実務能力の向上などに取り組 むこととしております。戦略Ⅲ、東アジアへの 輸出拡大の支援であります。これは、県や関係 団体が連携して海外向けのホームページやパン フレットの作成、輸出者の実務上の個別相談の 充実を図ることとしております。

また9ページに戻っていただきまして、4の数値目標でございます。輸出者数を、現在の平成20年度の52社から平成25年度には70社を目標として掲げております。

これらの戦略の推進期間です。平成21年度から平成25年度の5年間としております。この間、 民間の有識者や県内の関係団体12名で構成する 東アジア販路拡大戦略会議において、随時、戦 略の総合調整や評価・検証を行うこととしております。

以上のような戦略に基づきまして、総合的な 販路拡大の取り組みを図って、一層の輸出拡大 に取り組んでいきたいと考えております。

商業支援課の説明は以上でございます。

〇古賀経営金融課長 経営金融課の2月補正予 算について御説明申し上げます。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料の経営金融課のインデックス、223ページをお願いいたします。今回の補正は、一般会計、特別会計合わせまして6億4,800万6,000円の減額でございまして、補正後の予算額は352億1,843万8,000円となります。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。225ページをお願いいたします。一般会計の補正額は、1億172万1,000円の減額で、補正後の予算額は346億4,372万円となります。

それでは、主な事項について御説明申し上げます。まず、(事項)中小企業金融対策費186万円の減額でございます。1の中小企業金融円滑化補助金でありますが、これは、県中小企業融資制度に係る信用保証協会への保証料補助の確定に伴い、1,443万4,000円を減額するものであります。2の信用保証協会損失補償金でありますが、これは、平成19年度に係る県の融資制度の代位弁済額の確定に伴い、1,325万6,000円を増額するものであります。

次に、(事項) 小規模企業者等設備導入事業推 進費5,458万9,000円の減額でございます。次の ページをお開きください。1の特別会計への繰 出金でありますが、これは、高度化資金の貸付 金の減額に伴い、4,758万1,000円を減額するも のであります。詳細につきましては、特別会計 のところで御説明申し上げます。4の設備貸与 機関損失補償でありますが、これは、平成19年 度の設備貸与及び設備資金貸付事業において産 業支援財団が受けた損失の確定に伴い、653 万2,000円を減額するものであります。 次に、(事項)組織化指導費1,026万3,000円の 減額でございますが、これは、1の中小企業団 体中央会等補助金の事業費の確定に伴うもので あります。

次に、(事項) 小規模事業対策費2,335万9,000 円の減額でございます。1の小規模事業経営支援事業費補助金でありますが、これは、事業費の確定に伴い、881万4,000円を減額するものであります。3の建設産業等経営支援事業でありますが、これは、建設産業支援チームの開催回数など事業実績の確定に伴い、1,325万6,000円を減額するものであります。

以上が一般会計の補正でございます。

続きまして、特別会計でございます。228ページをお願いいたします。小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明申し上げます。特別会計につきましては、お手元の平成21年2月定例県議会提出議案の議案第47号、ページで申し上げますと25ページにありますが、引き続きこの資料で御説明させていただきます。補正は、5億4,628万5,000円の減額で、補正後の予算額は5億7,471万8,000円となります。

初めに、(事項) 小規模企業者等設備導入事業助成費 5 億4,845万5,000円の減額でございます。1の(1) の高度化資金貸付金でありますが、これは、借り受け予定者の辞退に伴い、2億2,573万8,000円を減額するものであります。(2) の小規模企業者等設備導入資金貸付金及び(3) の小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金でありますが、これは、資金需要の減少に伴い、それぞれ1億5,000万円を減額するものであります。2の一般会計への繰出金でありますが、これは、償還条件の変更により、高度化資金借り受け者からの償還額が減少したことに伴い、1,784万円を減額するものであります。

最後に、(款) 公債費の(事項) 元金215万8,000 円の増額でございます。これは、高度化資金の うち中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付 原資の償還に要する経費でありますが、借り受 け者から一括繰り上げ償還があったことに伴い、 償還額を増額するものであります。

2月補正予算については以上でございます。 次に、委員会資料の2ページをお開きいただ きたいと思います。議案第57号「宮崎県中小企 業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」 の制定についてであります。

議案につきましては、お手元の平成21年2月 定例県議会提出議案の53ページと54ページにあ りますが、委員会資料で説明させていただきま す。委員会資料の3ページをごらんください。 この条例は、県内中小企業の再生を機動的に行 うため、県信用保証協会が保有する県制度融資 に係る求償権の放棄等を知事の承認により可能 にするものであります。

1の損失補償の仕組みであります。県の制度 融資の利用促進を図るため、宮崎県信用保証協 会と損失補償契約を締結して、信用保証協会が 制度融資に係る代位弁済を実行した際に、その 損失の一部を補償しております。図をごらんい ただきたいと思います。中小企業者が①支払い 不能となった場合、信用保証協会は、金融機関 からの②代位弁済請求に基づき、③代位弁済を 行います。その後、信用保証協会は日本政策金 融公庫から代位弁済額の70%から80%を④保険 金として受け取ります。県は、信用保証協会が 代位弁済した際の損失の一部について、各年度、 1億7,500万円を限度に⑤損失補償を行っており ます。信用保証協会は、代位弁済により取得し た求償権に基づき、中小企業者から⑥回収を行っ た場合、回収金は代位弁済額に係る保険金及び 損失補償の割合に応じて日本政策金融公庫と県 に⑦返還を行っております。

2の条例制定理由でございますが、景気の急速な悪化により、中小企業の経営状況が一段と厳しさを増す中、地域経済を活性化し、雇用を守るためには、中小企業が破綻に追い込まれないよう企業再生を速やかに行う必要があります。また、企業再生においては、債権カットが行われるケースが多いわけですが、保証協会が県制度融資を債権放棄する場合についても迅速な対応が必要になります。これまで県制度融資の債権を放棄したことはありませんが、今回、中小企業庁から各都道府県に対し、知事が求償権放棄等を承認できるとする条例を本年度中に制定するように要請があったことから、条例を制定するものであります。

3の条例の概要でありますが、囲みに記載しておりますように、公的な機関等の支援を受けて作成された再生計画であり、かつ、事業の再生に資する場合に、知事が求償権の放棄等を承認できることとしております。

以上が議案でございます。

次に、セーフティネット保証(5号)の承諾 状況について御説明申し上げます。

同じく委員会資料の11ページをお願いいたします。資料の提出期限の関係で2月25日現在の状況をお示しいたしております。まず、1の申し込み件数及び承諾件数の状況でございますが、折れ線グラフが月ごとの申し込み件数、棒グラフが申し込みの累計件数と承諾の累計件数を示しております。下の表は申し込み後の処理状況であります。申し込みの合計が25日現在で2,139件、承諾が1,731件ということで、承諾率が95.5%という状況でございます。また、否決が81件ほどございますけれども、否決の主な理由といた

しましては、債務超過などにより返済計画が立 たないケースと聞いております。

2の保証承諾額の状況でありますが、このグラフはセーフティネット保証の月ごとの保証承諾額、また、県制度分を内数として示しております。下の表は4月から2月25日までの累計の承諾実績を示しております。なお、資料では2月25日現在となっておりますが、2月末現在の数字がございますので申し上げたいと思います。保証協会全体では1,842件の268億4,541万2,000円、うち県制度分が1,319件の166億1,856万2,000円となっております。

3の対象業種の推移でございますけれども、 昨年4月からの156から、2月25日にさらにふえ まして現在、760の業種が対象業種となっており ます。

経営金融課につきましては以上でございます。 **〇押川労働政策課長** 労働政策課の補正予算及 び関連条例について御説明いたします。

まず、補正予算についてでございます。歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、231ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、8,764万2,000円の減額補正でありまして、補正後の予算額は9億760万4,000円となります。

以下、主な事項について御説明いたします。234ページをお開きいただきたいと思います。(事項)若年者就労支援強化事業であります。646万1,000円の減額でありますが、主なものといたしましては、6の就職相談支援センター運営事業におきまして、相談員の人件費等に執行残が生じたものでございます。

次に、235ページをごらんください。(事項) 認定職業訓練費1,357万3,000円の減額であります。これは、認定職業訓練助成事業費補助金の 減額によるものであります。この補助金は、認 定職業訓練団体が実施する職業訓練に対し助成 するものでありますが、訓練生が見込みを下回っ たこと等による減額であります。

次に、236ページをお開きください。(事項) 県立産業技術専門校費4,097万8,000円の減額で あります。まず、1の管理運営費でありますが、 これは、光熱費の節減や施設の保安委託料等の 入札残等によるものでございます。2の訓練実 習費につきましては、訓練生の実習経費等の執 行残によるものでございます。また、3の委託 訓練に関する経費につきましては、民間の訓練 施設に委託して行っております職業訓練におき まして、母子家庭の母など一定の要件に該当す る訓練生に支給しておりますが、訓練手当につ いて受給対象者が当初の見込みを下回ったため、 減額するものであります。5の機器等整備費に つきましては、訓練用機器の購入費や修繕費の 執行残によるものでございます。また、10の障 がい者能力開発事業におきましては、産業技術 専門校高鍋校において実施しております、知的 障がい者を対象とした訓練の訓練生が当初の見 込みを下回ったことから、訓練生に支給してい る訓練手当を減額すること等によるものであり ます。

次に、議案第63号の補正予算の追加議案について御説明いたします。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料(議案第63号)の労働政策課のインデックスのところ、51ページをお開きいただきたいと思います。この補正は、国の補正予算の成立に伴う雇用対策に要する経費を措置することとしたものであります。補正額は、83億円の増額補正であります。補正後の予算額は92億760万4,000円となります。

53ページをお開きください。補正の内容としましては、(事項) 働宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金19億7,000万円と、(事項) 働宮崎県ふるさと雇用再生特別基金積立金63億3,000万円でありますが、その事業内容等につきましては、関連条例とあわせまして商工建設常任委員会資料で御説明をしたいと存じます。

委員会資料の4ページをお開きいただきたい と思います。初めに、議案第69号「宮崎県緊急 雇用創出事業臨時特例基金条例」についてであ ります。

まず、1の目的でありますが、この条例は、 国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入 れまして、離職を余儀なくされた非正規労働者 や中高年齢者等に対しまして、一時的な雇用・ 就業機会の創出を図るとともに、生活・就労相 談を総合的に実施する費用に充てるため基金を 設置するための条例であります。

次に、2の基金の概要でありますが、国からの交付金19億7,000万円を基金として積み立てまして、平成21年度から23年度までの間、その基金を取り崩しながら、必要な事業の財源に充てていくものであります。条例の構成は、3に記載したとおりであります。また、4の施行期日は、公布の日から施行することといたしております。

この事業は、ただいま説明いたしました条例により設置した基金に、国から受け入れた交付金19億7,000万円を積み立てるものであります。

2の事業概要でありますが、この積立金は、 (1)から(3)の事業を実施するための財源 に充てるものであります。まず、(1)は、県が、 民間企業、NPO法人等に委託したり、みずから実施する短期の雇用創出を図る事業であります。(2)は同様の事業を行う市町村に対し補助金を交付する事業でございます。(3)はハローワークと連携しまして、求職者に対する生活・就労相談を行う事業であります。

3の事業費及び4の事業期間につきましては、 先ほど説明しましたように、基金を取り崩しな がら事業を実施していくものであります。

次に、6ページをごらんください。議案第70 号「宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例」に ついてであります。

まず、1の目的でありますが、この条例は、 国のふるさと雇用再生特別交付金を受け入れま して、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事 業を実施することにより、継続的な雇用の創出 を図る費用に充てるため基金を設置するための 条例であります。先ほどの緊急雇用創出事業が 短期的な雇用創出を目的とするのに対しまして、 こちらの事業は継続的な雇用創出を目的として おります。

次に、2の基金の概要についてでありますが、 国からの交付金63億3,000万円を基金として積み 立てまして、平成21年度から23年度までの間、 その基金を取り崩しながら、必要な事業の財源 に充てていくものでございます。

3の条例の構成及び4の施行期日は、緊急雇 用創出事業と同じであります。

この事業は、ただいま御説明しました条例により設置した基金に、国から受け入れた交付金63億3,000万円を積み立てるものであります。

2の事業概要でありますが、この積立金は、(1) から(4) の事業を実施するための財源

に充てるものでございます。まず、(1)は、県が、民間企業、NPO法人等に委託して実施する継続的な雇用の創出を図る事業であります。

(2)は同様の事業を行う市町村に対し補助金を交付する事業でございます。先ほどの緊急雇用創出事業では、県や市町村が直接実施できるのに対し、こちらの事業は継続的な雇用創出を図るため、民間企業等への委託しかできないこととなっております。次に、(3)はこの事業により新たに雇用した労働者を、引き続き正社員として雇用した事業主に一時金を支給する事業であります。(4)は事業計画等に関し意見を聞くために設置を予定しております、宮崎県地域基金事業協議会(仮称)の運営に関する事業であります。

3の事業費及び4の事業期間につきましては、 先ほど説明しましたように、基金を取り崩しな がら事業を実施していくものであります。

なお、いずれの基金も、事業の終期である平成23年度末で残額があった場合は、運用益も含めて国に返還することとなっております。また、これらの基金を財源として実施する個々の事業につきましては、平成21年度から順次予算化していくこととなります。

労働政策課の説明は以上でございます。

〇長嶺企業立地推進局次長 続きまして、企業 立地推進局の平成20年度2月補正予算について 御説明いたします。

歳出予算説明資料の企業立地推進局のイン デックスのところ、237ページをお開きください。 企業立地推進局の2月補正は、2億5,142万5,000 円の減額で、補正後の予算額は21億8,167万4,000 円となります。

以下、主な内容につきまして御説明いたします。239ページをお開きください。(目) 工鉱業

振興費につきましては、2億5,142万5,000円の 減額としております。内訳といたしましては、

(事項)企業立地基盤整備等対策費につきまして56万6,000円の減額としております。減額の主な理由としましては、2の工業団地開発推進事業における経費の執行残に伴って減額補正するものでございます。

(事項)企業立地促進等対策費につきましては、2億5,085万9,000円の減額としております。減額の主な理由といたしましては、3の企業立地促進補助金の減額でございます。この補助金は、立地企業の初期投資の軽減を図るために交付するものでございますが、当初予定しておりました金額に対しまして、実際の申請額が下回る見込みのため、今回、減額をお願いするものでございます。

続きまして、常任委員会資料の12ページをお開きください。最近の企業誘致の状況について御説明いたします。平成20年度の企業誘致につきましては、現時点で新規立地企業件数22社、最終雇用予定者数1,215人となっております。業種では、2の過去5年間の誘致件数の表にありますように、製造業17件、情報サービス業4件、流通関連業1件となっております。

具体的な企業名、業種、立地市町村等につきましては、3の平成20年度の誘致企業一覧のとおりでございます。13ページをお開きください。前回1月28日に開催されました常任委員会で報告いたしました後に立地が決定いたしましたものが、(有)サンケイ、(株)アオキ、(株)コシイプレザービングの3件となっております。

厳しい経済状況ではございますが、今後とも、 企業の投資情報の収集に努め、市町村と連携し て積極的な誘致活動やフォローアップ事業に取 り組み、雇用の場の創出に努めてまいりたいと 考えております。

私からの説明は以上でございます。

〇橋口観光推進課長 観光推進課の2月補正予 算につきまして御説明いたします。

お手元の平成20年度2月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのところ、241ページをお願いいたします。観光推進課の歳出予算の補正額は、一般会計のみで、3,217万6,000円の増額補正となっております。この結果、補正後の予算総額は11億2,737万6,000円でございます。

次に、243ページをお開きいただきたいと思います。一般会計でございます。3,217万6,000円の増額補正でございますが、この結果、一般会計の補正後の予算額は7億9,706万5,000円でございます。

以下、補正の主なものにつきまして御説明いたします。まず、(事項)職員費5,103万9,000円の増額補正でございます。これは、今年度の組織改正によりまして、観光交流推進局が新設されたことに伴いまして、人員増となったことによるものでございます。

次に、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費101 万2,000円の減額補正でございます。これは、県 営国民宿舎特別会計におきまして、前年度から の繰越金及び諸収入が合計で101万2,000円生じ たことによりまして、一般会計からの繰出金に ついて同額を減額するものでございます。

次に、(事項)観光振興費258万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、次の244ページをごらんいただきたいと思いますが、5の宮崎おもてなし日本一実践事業が、補助金等の執行残によりまして、108万1,000円の減となったこと等によるものでございます。

次に、(事項)観光・コンベンション誘致促進

事業費1,415万7,000円の減額補正でございます。 これは、1のみやざき観光コンベンション協会 運営費等の減額に伴いまして、補助金を減額す るものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、平成21年2月定例県議会提出議案(平成20年度補正分)の29ページ、議案第48号「平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」につきまして御説明いたします。

30ページをお開きください。この補正予算につきましては、歳出予算のほうの補正はございませんが、歳入予算につきまして、前年度からの繰越金10万2,000円が生じたことにより、これを計上いたしますとともに、一般会計からの繰入金につきまして、これと同額を減額するものでございます。

31ページをごらんいただきたいと思います。 議案第49号「平成20年度宮崎県営国民宿舎特別 会計補正予算(第1号)」でございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましても、歳出予算の補正はございませんが、歳入予算につきまして、前年度からの繰越金が97万8,000円、また諸収入が3万4,000円生じましたことから、これを計上いたしますとともに、一般会計からの繰入金につきまして、その合計額の101万2,000円を減額するものでございます。

観光推進課からの説明は以上でございます。 〇甲斐みやざきアピール課長 みやざきアピー ル課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の245ページをお開きいただきたいと思います。みやざきアピール課の歳出の補正額は、一般会計で593万4,000円の減額補正となっております。この結果、補正

後の予算総額は1億2,013万6,000円となります。 次に、補正の内容につきまして御説明いたします。247ページをお開きください。まず、(事項) 県外広報対策費でございますけれども、152万4,000円の減額補正を行うものでございます。 これは、説明欄1の県外広報対策事業における事務事業費の節減によるものでございます。

次に、(事項) 地域活性化促進費441万円の減額補正でございます。これは、説明欄1の宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業におきまして、移住等セミナーの開催に係る会場等の事業費の節減によるもの及び移住等の促進支援事業の市町村からの補助金の申請が見込みより少なかったことにより、補助金の一部が不要となったもの等によるものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

次に、商工観光労働部をめぐる最近の動きについてであります。商工建設常任委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思います。まず、「みやざきフラワーフェスタ2009」の開催についてであります。

まず、1の主催につきましては、県、市町村 及び関係団体等で組織しております「花とみど りのみやざきづくり推進協議会」となっており ます。

次に、2の期間につきましては、来週土曜日 の3月14日から5月10日まで、58日間となって おります。

次に、3の会場につきましては、県内153会場で開催されまして、その内訳は(1)のフラワーフェスタ会場が10会場、(2)のフラワーラリー会場が143会場となっております。(1)のフラワーフェスタ会場につきましては、表に記載のとおりでございまして、宮崎市の「こどものくに」をメーン会場としまして、6市2町のその

他会場となっております。(2)のフラワーラリー会場につきましては、県内観光施設、沿道・展望所、個人の庭等を開放するオープンガーデンを含め合計143会場、県内の各地から成っております。

4の特徴につきましては、(1)のフラワーフェ スタ会場の花々では、ちょうど「こどものくに」 が開園70周年を迎えるということで、開園当時 の「絵本から出てきたおとぎの国」をコンセプ トにしまして、80種、80万本の花々(ゼラニウ ム、その他)が植栽されることになっておりま す。また、(2) のフラワーフェスタ会場イベン トでございますけれども、メーン会場の「こど ものくに」では、開園70周年の記念イベント、 全国スポーツ・レクリエーション祭と連携した PRイベント、朝市などが開催されます。また、 フラワーフェスタその他の10会場では、家庭や 地域における意識高揚を図るために、ガーデニ ング教室が開催されることとなっております。 また(3)のフラワーラリーの実施につきまし ては、県内すべての会場を対象としまして、抽 せんで県産品等が当たる、こういった企画が行 われることとなっております。(4)の地域主体 の取り組みでございますけれども、特に青島に おきましては、「こどものくに」など6会場とし て連携しました「ぐるっと青島フラワーフェス タ」が開催されることになっております。

お手元にすべての会場を御紹介いたしました フラワーラリーガイドブックをお配りしており ますので、御参照いただきたいと思います。ま た、お配りしておりますフラワーワッペンにつ きましても、御活用いただきますようにお願い いたします。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。「2009みやざきweeeek (ウィーク)」の

実施についてであります。

1の企画の趣旨でございますけれども、この 事業は、これまでの宮崎ブームに感謝し、また、 県産品の販路拡大あるいは観光客の誘致などを 図るために、首都圏を中心に集中的なプロモー ションを実施したものであります。その具体的 な内容につきまして、2から5に記載しており ます。まず、2の協力企業による関連フェアの 開催についてであります。日ごろから、宮崎の 農産物等を取り扱っていただいております企業 の御協力によりまして、さまざまなフェアを実 施したところであります。その中で、知事が登 場するトップセールスイベントを実施し、本県 の旬の魅力を情報発信したところでございま す。16ページの別添に協力企業のフェア一覧を 記載しておりますので、後ほどごらんいただけ ればと思います。

次に、3の宮崎感謝祭の実施についてでありますけれども、今回、協力企業の一つとしまして、1カ月間の宮崎フェアを実施していただきました「サンルートプラザ*宮崎」におきまして、みやざきweeekのキックオフイベントとしまして、宮崎感謝祭を実施いたしました。マスコミ等たくさんの方をお招きしまして、講演、試食会等を実施し、宮崎の食と文化を味わい、またweeekのPRをいたしました。

次に、4 「weeeek号」でPRについてであります。今回の取り組みを広く首都圏各地に知らせるために、各地に軽トラックを装飾しました「weeeek号」を出没させまして、「みやざきweeek」をPRいたしました。

次に、5のプレゼント企画"宮崎まるかじり クイズ"の実施についてであります。これは、 今回のイベントを盛り上げるために、プレゼン トの企画を実施しましたもので、ホームページ などで全国に情報発信をしたところであります。

このweeeekは、一部の企業ではまだフェアを継続して実施しておりますので、実績についてはまだ集計が終わっておりませんけれども、既に今回の協力企業の数社から次回のフェアについてという相談も受けておりまして、一定の成果を上げたのではないかと考えているところでございます。

以上でみやざきアピール課の説明を終わらせ ていただきます。

〇十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。今から質疑に入りますが、お手元の委員会配付資料の表紙の目次のところにページ数がありますが、まず議案について質疑を行いまして、次にその他の報告事項について質疑を行いたいと思います。

まず、議案について質疑をお願いしたいと思 います。

○濵砂委員 220ページの貿易促進費、これの説明を聞いていなかったものですから。海外交流駐在員設置事業、毎回なんですが、700万の減額というのは人件費か何かになるんですか。

○工藤商業支援課長 これは、円高による減額 でございまして、人件費、事務所経費、活動費 もろもろが入っております。

○濵砂委員 円高による差益ということなんですが、幾らの分の円高差益になるんですか。補 正前の8,400万に対する円高差益ですか。

○工藤商業支援課長 1の分すべてが円高差益 でございます。

○濵砂委員 その原資は、補正前の額の8,400万円を計上していますね。それで円が上がったことに対する差益が700万あったということなんで

※16頁に訂正発言あり

すか。

〇工藤商業支援課長 そういうことでございます。

○十屋委員長 予算に対して、その分の700万が 丸々円高で浮いたのかと。

○工藤商業支援課長 円高差益の分は8,400万の うち、704万4,000円分が円高差益ということに なります。

○濵砂委員 そういうことですね。

〇十屋委員長 8,400万に対して700万が円高差 益かという問いだと思いますが。

○工藤商業支援課長 8,400万に対して約700万 が円高差益ということではありませんで、ほか に国内の活動費なんかがありますので、8,400万 に対して700万の円高差益が出たというわけでは ございません。

○濵砂委員 4の東アジア販路拡大戦略策定事業67万円、これはどういう内容なんですか。

○工藤商業支援課長 これは戦略を策定すると きの事業費でございまして、それの報償費、旅 費、対象の委員の減なんかによる事務費の執行 残でございます。

○濵砂委員 説明資料の10ページはこれの関係 なんですか。

○工藤商業支援課長 委員会資料の10ページの 戦略をつくるための経費の事務費の執行残が67 万出たということでございます。

○十屋委員長 今の議案書の4の東アジアの分と先ほど説明されました宮崎県産品東アジア販路拡大は同じものですかということです。

〇工藤商業支援課長 はい、リンクしております。

○濵砂委員 239ページ、工業団地開発推進事業32万9,000円の減額なんですが、20年度は団地造成はどこか発生したんですか。

○長嶺企業立地推進局次長 工業団地開発推進 事業費の32万9,000円の減額でございますか。これは、学園都市ハイテクパークという、バクス ターがございます団地がございますが、あそこに緑地が一部分、県有地がございまして、そこの除草等の管理委託をしておりまして、その入札残でございます。

○濵砂委員 247ページ、県外広報対策事業152 万4,000円。広報と一概に言われてもあれなんで すが、補正後が1億2,000万、152万4,000円の減 額というのは、広報費の減額ということですか。 **〇甲斐みやざきアピール課長** ここの事務費に 関しましては、私どもがみやざき大使・応援隊、 そういった制度で毎月いろんな資料を送ってい ますけれども、予算上は800名分を対象に組んで おりましたけれども、現在の会員数が500名強で ございますので、そういった発送量が少なかっ たということでございます。また、全体として発 送方法の工夫等を行って執行残が生じたもので あります。それと一つ、私の先ほどのみやざき weeeekの説明で、この感謝祭の会場をサン ルートプラザ東京をサンルートプラザ宮崎と言 い間違えたということで、東京、この資料のと おりでございますので、訂正させていただきた いと思います。

○濵砂委員 先ほどの152万4,000円の減額なんですが、県外広報の対策事業が執行残に伴う補正ということで出ているものですから、計画どおり広報が進まなかったということなんですか。 〇甲斐みやざきアピール課長 具体的には、私ども、みやざき大使、それから一般の方から参加を募ります応援隊、こういったところに毎月、いろんな観光情報とかをお送りしておりまして、これは機会があるたびに順次ふやしていくわけですけれども、予算上、800名を前提に毎月いろ んな資料を送付するということで組んでおりましたけれども、今、大使が全国で138名、応援隊が406名、全部で約530名でございまして、毎月530名の方に資料を送る送付料が、当初の800名よりも少なくて済んだということでございます。

○濵砂委員 了解です。

それから、もう一件、247ページの441万円の 減額なんですが、「宮崎に来んね、住まんね、呼 びかけ強化事業」、このうちの財産収入の216万 円は何なんですか。

- ○甲斐みやざきアピール課長 これは、いろんな移住促進の事業を行っておりまして、例えば、お試し滞在のツアーを組むとか、いろんな都市部でPRをするとか、500万の補助金を予定しておりましたけれども、市町村の補助金の申請額が全部で約284万円ということで、その執行残が出たということでございます。
- 〇十屋委員長 財産収入は何なのかと。
- ○甲斐みやざきアピール課長 済みません。間違いました。これは、財源が、宮崎県市町村21世紀基金、これの運用資金を一部充てておりまして、そうした関係でこうした内訳になっております。
- ○濵砂委員 21世紀運用基金ですか。
- ○甲斐みやざきアピール課長 宮崎県市町村21世紀基金、これは、中山間・地域対策室が管理をしている基金でございまして、そのうちの一部を運用費として私どもで使わせていただいているということでございます。
- ○濵砂委員 原資は幾らぐらいですか。
- ○甲斐みやざきアピール課長 今、確定した数字を持ち合わせておりませんので、また調べます。
- **〇十屋委員長** ほかはございませんか。
- 〇水間委員 議案第48号、第49号について教え

ていただくといいんですが、指定管理者にして いる分はどっちですか。49号なんですか。

○橋口観光推進課長 レクリエーション施設に つきましても、また国民宿舎につきましても、 双方とも指定管理者になっていただいておりま す。

○水間委員 今回、補正が全然上がっていない、 歳入だけの部分ということの説明があったんで すけれども、これについて、これだけ経済の激 変によって非常に指定管理者もお困りになって いるというようなことはないんでしょうか。

○橋口観光推進課長 こういう情勢でございますので、指定管理者、2つございますけれども、 非常に厳しい、そういうところもございます。

○水間委員 経済の激変緩和という形について の県の考え方というのは、指定管理者に向けて どうお考えですか。

○橋口観光推進課長 指定管理者を最初にいろんな条件を設定して公募しているわけでございまして、特に国民宿舎にしても、えびの高原にしても、5年間の指定管理者ということで当初から設定しているところでございまして、そういった全体の5年間の中でどう将来の見通しを持って応募されるかというところは、最初から一応、前提にはさせていただいているというところでございます。

○水間委員 設備・備品等について支障があった場合には、指定管理者の責任として帰属するんですか。それとも、設備等を含めた什器・備品については、県が指定管理をしたわけですから、県の責任になるのか、どっちだったんですか。

○橋口観光推進課長 基本的には、備品とかについては県のほうでそろえると。ただ、修繕とかの軽微なものについてはそこでやっていただ

くということもございます。そこは内容によって変わってきますけれども、基本的にはそういう形です。

○水間委員 新聞によりますと、この前、アイススケート場が、暖冬にもよったんでしょうが、9日か10日間ぐらい早く閉鎖をしたと。製氷機の故障云々があったということも聞いたんですが、国民宿舎についても、暖房施設等々、不備があるというようなお話も聞いたんですが、そこら辺は確認されておりますか。

○橋口観光推進課長 そのあたりについては 我々のほうにも情報が来ておりまして、そういっ たものについての対応というものも、これはあ る程度資金がかかりますので、それは計画的に 我々も適切に対応していかなきゃいかんという ことで、そこはしっかりやっていかないといけ ないなというふうに思っております。

○水間委員 もう私は多くは言いませんが、そういう問題があるとすれば、やっぱり早期な対応をしていただきたい。

それと、今、こういう経済状況で、指定管理はここだけじゃなくてほかにもあると思うので、同じ経済状況の中で、指定管理を受けた皆さんは、一ツ瀬のゴルフ場でもそうだろうと思うんですが、あそこはふえているのかちょっとわかりませんが、こういう経済情勢になって非常に厳しさが増している。利用率が下がる。それに対して3年間あるいは5年間の流れで対応するべきだと県のほうはおっしゃるんであれば、それはしようがないことですが、しかし、指定管理者からここら辺はひとつ県のほうでも考えていただきたいなという要望があるとすれば、また御一考いただきたいと思いますが、いかがですか。

○橋口観光推進課長 指定管理者の皆さん方も、

こういう経済情勢の中で、いろんな工夫をしながら頑張っていただいているとは思います。ただ、そこは最初申し上げたような原則というのがございますので、そういった中でどういったことができるのか、できないのか、そのあたりをまた個別に協議を重ねていきたいというふうに思っております。

○水間委員 3ページの議案第57号についてお 尋ねをしたいんですが、先ほど説明をいただい たんですね。中小企業者が支払い不能になった 場合、金融機関が代位弁済を請求する、ここの ところで、⑤県が1億7,500万円を限度として、 ⑥に飛ぶんですが、1億7,500万がまた信用保証 協会に返ることになるということは、中小企業 者はもうだめだった場合、返すことができなく なった場合、どうなんですか。

〇古賀経営金融課長 県の制度につきましては、 保証協会に対しまして、毎年度、1億7,500万を 限度としてと。要するに、例えば平成20年度分 の県制度融資が500億出たとします。そうした ら500億に対して1億7,500万円、これは償還年 数が10年ぐらいかかりますので、その10年間で 合計して1億7,500万円が限度ですよということ で損失補償をやっております。そして保証協会 のほうが代位弁済をすると。代位弁済をします と、まずは日本政策金融公庫から70%から80% の保険金を受け取る。残金について損失補償契 約に基づいて県からの補償を受ける。そうしま すと、今度は中小企業者から回収がございます。 回収を例えば1億円したとします。1億円しま すと、その回収割合で日本政策金融公庫のほう に7,000万、県のほうに1,000万とか2,000万とか いう格好で返します。

19年度の実績で申し上げますと、損失補償 が5,328万6,000円やっています。一方、返納額 というのが2,105万3,000円。今年度で申し上げますと、損失補償が多くなっておりまして、1億5,463万2,000円の損失補償をやっておりますけれども、3,472万5,000円返納があっています。そういった状況になっております。この返納するのについて、今回、企業再生をするとなった場合、この返納を免除しましょうというものでございます。

〇水間委員 わかりました。

議案第69号、第70号については、83億の流れですが、5ページのほうでは、県が短期雇用創出事業の分を特にNPO法人に委託ということですが、ここらあたり、今、委託するNPO法人というのはどの程度あるんですか。

○金丸地域雇用対策監 委託の相手方としては、幅広くとらえておりまして、法人格を持たない任意の団体であってもいい、個人事業主であってもいいということで、委託する県、市町村が、その事業を実施する能力があるというふうに認めれば、法人格云々ということではありません。ですから、幅広く財務規則にのっとって、市町村も規則がありますので、競争入札を基本に委託をしていくということになります。

○水間委員 (3)のハローワークとの連携ということで説明があるんですが、ハローワークと県の労政関係との横のつながりはうまくいっているんですか。

○金丸地域雇用対策監 基本的に、厚生労働本省から都道府県労働局の職業安定部長を労働局の窓口とし、県の窓口は、宮崎県の場合は私になっておりますが、大体月1回、定期的に意見交換するとかというふうにやっております。それから、延岡、都城、日南に総務商エセンターがありますが、そこでは各ハローワークとの連携をしていくようにということでやっておりま

すし、昨年12月には、労働局長を本部長、高山部長を副本部長とする緊急雇用対策本部も設置しておりますし、2月には、県と国で共同して運営する共同就職支援センターを江平に設置いたしまして、連携しながらやっていっているところでございます。

○水間委員 今回の事業については、正規、非 正規、これだけの雇用問題が醸し出されたこう いう状況になって、今までのハローワークは、 まず求職に来る人たちに紹介をする。その紹介 の仕方も、失業保険をもらうための申請をしな がら、失業保険を少なくするために、とにかく どこでもいいから面接してきなさいというよう な形で、どちらかというと求職者に対するミス マッチというんですか、自分でここの会社に面 接してきますということを出さないと、次の認 定日までの話し合いに乗ってくれないとか―― 認定日が決まる、残った45日間を、早期に就職 するとその45日分は支給してあげますよと言い ながら、いざ3カ月後になって行ってみたら、 あなたはもう2日分使っていますから43日分し かありません。したがって、あなたにはもう支 給されませんと。結局、最初にそういう説明を すればいいんだけれども、今、ハローワークと いうのは、とにかく詰め込んで、失業保険の給 付をなるだけ控えたい、それはわかるんだけれ ども、求職者のためにハローワークはあるのに、 そこあたりは県もうまく中に入っていただきた い、そういう感じがしたので、ここは答弁は要 りませんけれども、そういうこともあります。 よろしくお願いしたい。

それから、今回の19億7,000万円、基金を3年間でとにかく使わないと、あとは返還せにやいかんという……。使うだけ使いなさいという考えでいいんですか。

○金丸地域雇用対策監 今、市町村のヒアリン グ等もやっているところですが、緊急雇用創出 事業は、基本的には13年度から16年度まで実施 しました基金事業とほぼ同じ趣旨なんですが、 こっちについては要望額も多くて、市町村にそ れぞれ限度額を示したんですが、逆にそれ以上 に出てきている状況でございます。今、内閣府 も事例を206示しまして参考にしてくださいとい うふうに出しているんですが、ふるさと雇用再 生のほうが、代表質問でもありましたとおり、 将来の創業支援といいますか、企業支援につな がっていく面もありますので、その辺を今、市 町村にいろいろアドバイスなんかをして、ふる さと基金のほうが63億と非常に多い状況で、な かなか使い切るのが大変かなと思っております ので、そういうことで今、進めているところで ございます。

○水間委員 とにかく返さなならんということになると、宮崎県内の雇用対策をするためには、思い切っていろいろ求職者の相談に乗る、そうして短期・長期にわたる雇用創出を図るべく頑張らないかんということですね。よろしくお願いします。

〇十屋委員長 ほかはございませんか。

〇武井委員 まず、労働政策課、御質問したいと思うんですが、歳出予算説明資料の236ページ、先ほどもちょっとお話がありましたが、県立産業技術専門校費の母子家庭の母等の職業的自立促進事業というのがありますが、これともう一つ、障がい者能力開発事業、これも残が883万円出ているかと思うんですが、何人ぐらいを見越していたのが、実質的に何人だったということなんでしょうか。

○押川労働政策課長 母子家庭の母等の職業的 自立促進事業につきましては、定員を40予定し ておりまして、入校者が39名、修了者が38名と なっております。

〇武井委員 10の障がい者能力開発事業は。

○押川労働政策課長 こちらのほうにつきましては、高鍋校の販売実務科のほうでして、入校定員は10名でございまして、入校が8名、途中で退校者が1名出ましたので、最終的には7名となっております。

〇武井委員 わかりました。

次に移ります。観光推進課の243ページなんですが、職員費の増が5,103万円と出ているんですが、純粋に1人増員をされたというような理解でいいということでしょうか。

○橋口観光推進課長 これは、去る4月から観光交流推進局が設置されまして、これまで観光・リゾート課が22名だったわけです。それで当初予算は組んでございました。これに他の部局からいろいろと新しい組織に異動になりまして、それで30名、8人増ということでございます。当然、みやざきアピール課分が11名、観光推進課分が19名、都合30人ということでございます。

○武井委員 確認なんですが、それは当初ではなくて補正になるんですか。

○橋口観光推進課長 これは、全くゼロからそ ういう人が生まれたわけではございませんので、 それ以前の所属のところでそれぞれ予算計上されている方々が新年度にお見えになって、これを整理すると言ったら変ですけれども、今回、ここで改めて固めるということでございます。

〇武井委員 わかりました。

次に移ります。244ページのみやざき観光コンベンション協会運営費補助金が減額されているんですが、これは、一つの事業を、何かやるべきものをやめたということなのか、それともい

ろんなものを積み上げていったらこの金額に なったということでしょうか。

○橋口観光推進課長 観光・コンベンション誘致促進事業費のことでしょうか。これは、みやざき観光コンベンション協会の運営費について、事業が必要なくなった。主に人件費でございますけれども、そういうことでございます。

○十屋委員長 今のは1のコンベンションの補助金の話じゃないですか。補助金の話で今、課長が言われたのは2の事業の話じゃないですか。 ○橋口観光推進課長 今、人件費相当等という

のは、1,344万3,000円のほうということで、そちらを説明させていただきました。

〇武井委員 わかりました。

議案第57号について御質問いたします。宮崎 県中小企業者等向け融資に係る損失補償の件な んですが、先ほども少し出たので重複したら恐 縮なんですが、求償権を保証協会が中小企業者 に出しているんですが、現時点で請求している ものというのはどの程度あるのか、教えていた だきたいと思います。

○古賀経営金融課長 代位弁済を保証協会がいたしますと、中小企業者が倒産されているとかいろいろあると思うんです。支払いができないという状況になりますと、保証協会のほうで担保をとっていれば担保権の実行をします。もしくは、例えば破産をしていらっしゃれば破産管財人からもらうとか、そういう格好で今、要するに求償権の回収作業をやっていると。

○武井委員 現段階で回収を目的にしているといいますか、回収せんとしている金額というのは、大体どれぐらいあるんですか。

〇古賀経営金融課長 求償債権の残高ですね。 申しわけございません。今、ございません。

〇武井委員 もし、わかれば、またお願いいた

します。

引き続いてなんですが、知事が求償権の放棄 等を承認することができるということなんです が、この承認というのは、専決なのか、議会に 幾ら放棄したということが報告されるというこ となのか、例えば議案として上がってくるのか、 どういった形で承認という形になるのか。

〇古賀経営金融課長 この件につきましては、 中小企業庁のほうと総務省のほうで協議がされ たようでございます。要するに、県が損失補償 をしている求償権について、これを放棄すると いう場合につきましては、地方自治法第96条第 1項第10号の地方公共団体の権利の放棄と解さ れると。解されるということになりますと、こ れは当然のことながら、議会に議案として提出 をいたしまして、議決を経る必要がございます。 ただ、一般に企業再生をするといった場合には、 何よりもスピードが求められるわけでございま す。そこについて、何でもかんでも知事の裁量 でやっていくということになりますと、また問 題がございますので、総務省と中企庁が協議し た結果、今回、御提案させていただいているよ うな条例を制定することによって、こういった 条例の案件に沿った場合については、知事の裁 量で求償権の放棄ができるようにしたいという ものでございます。

○武井委員 ということは、知事の裁量で求償権を放棄したとしたら、議会には後日といいますか、当然、スピード感が求められるということですから、それはそれで是とするとして、専決をした上で、どういうことについて求償権を放棄したということは報告されてくるということになりますか。

○古賀経営金融課長 報告はまず、ないのかな と思っています。と申しますのが、例えばどこ どこ企業というのが、表面的に見たら何もなかった、でも、実はこういった格好で求償権放棄とかされておった、仮にそういったものがあって、せっかく軌道に乗っていた部分が、そういったのが表になることによって風評被害が出る場合もございますので、今回の場合につきましては、そういった御報告はできないと思っております。

それと、先ほど御質問ございました求償権残 高でございますけれども、これは1月末でござ いまして、保証協会全体でございます。県制度 だけではなくて、ほかのものも含まれておりま すが、45億1,825万6,000円でございます。

○武井委員 例えば①から④のところなんですが、いろんな機構の支援を受けて策定された計画とか、こういったものというのは、私の認識違いでしたら申しわけないんですが、どういう会社のどういう内容を再生したとかというのは、結構オフィシャルに出てくるものではないのかなと思うんですが、特に大きい会社なんかであれば、私も以前いた会社なんかは機構に行ったりもしているんですが、かなりつまびらかにいろいろと──当然それによって金融債権をカットしていくわけですから、ある程度オフィシャルに出てくるものかなと思っていたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○古賀経営金融課長 今、委員おっしゃるように、例えば機構の場合はファンドからの部分ですから、これは今、県内にはございませんが、例えば、整理回収機構でしたら、今、委員がおっしゃるように、県内でも2つの会社がございます。そういったところで、逆にそっち側のほうから出てくる可能性はあると思いますが、それについて県の求償権を放棄したかどうかについて、それがつまびらかになるかどうかについては申し上げられないと思います。

○武井委員 ここに4つあるんですが、①から ③というのはわかるんですが、私的整理という のは、いろいろと解釈のあるところもありまし て、最終的に求償権の放棄を承認するに当たっ て、県の中で会議といいますか、こういうこと で最終的に求償権の放棄を承認するというよう な、県の中のそれを承認していくスキームみた いなものは何かあるんでしょうか。

〇古賀経営金融課長 当然、求償権を放棄する というのは、県民の財産を放棄するわけでござ いますので、これは安易にはできないと思って おります。この企業について、県民の財産を放 棄してまで再生させるだけの地域経済、いわゆ る公共性、公益性があるかというような判断は 当然すべきだと思います。私的整理に関するガ イドラインというのがあるわけでございますけ れども、一方ではそういった部分もこの中には 含まれておりますので、そういった部分を勘案 しながら、今後、スキームとしてどういうスキー ムをつくっていくかというのは、今、御説明申 し上げましたけど、具体的に今まだ事例がなく、 また、これが予定しているわけでもございませ んので、今は持っていませんけれども、仮にそ ういった部分が出てまいりましたら、当然、検 討すべきだと思っております。

〇武井委員 わかりました。

その上でなんですが、これは確認なんですが、 公租公課、税金等の滞納というのが、当然こう いう県の厳しい解釈があるんですが、求償権を 放棄した場合は、そういったものも含まれると いうことになるのか、その辺をお伺いします。

- **〇古賀経営金融課長** 今回の求償権につきましては、県の制度融資に関する部分でございます。
- 〇十屋委員長 ほかはございませんか。
- **〇星原委員** ちょっと教えていただきたいんで

すが、まず、219ページ、中小商業活性化事業費ということで補正前の2,800万円余が、減額1,100万ということなんですね。今、ここに書いてあるので言うと、魅力ある商店や商店街づくりの推進にと。今、地域が疲弊して商店街が非常に厳しい状況になっている、そういうのを支援する事業だったのに対してこれだけの予算を組みながら、こういう減額が出たということはどういうことなんですか。

○工藤商業支援課長 委員おっしゃるように、 今、商業が大分疲弊しております。この事業は 補助事業で、商店街とか地元に自己負担が必要 です。その自己負担をみんなで負担する元気が ないということで、地域商業づくり総合支援事 業は、件数としては前年度と比べましてふえて いるんですけど、大々的にやらずに小じんまり やる事業が多くなったので、予算残が出たとい うことと、下のほうは、やはり同じような理由 なんですけど、自己負担分の捻出がなかなか難 しいということで、開催する地区数が減ったと いうことでございます。

○星原委員 自己負担がない、要するに負担をするだけの予算がないのでもう事業はできないということは、それぐらい商店街は疲弊しているわけですね。そうすると、自己負担をこれだけ余らせるんだったら、私から見たら負担を少なくしてでも、年度の途中あたりで、これではなかなか申し込みが少ない、余ってしまうということだったら、負担割合を減らす方法とか、いろんなそういう知恵というのはこの事業の中で考えられなかったのか。

○工藤商業支援課長 地域商業ですので、地元の自治体も応分の負担をしていただかなきゃいけないんじゃないかと考えておりまして、もし商店街なんかがなかなか自己負担の捻出が難し

いということになれば、地元の自治体で応援してもらったらどうでしょうかという話はしております。

○星原委員 今言われるのはごもっともな話だ というふうに理解はするんですけど、このまま こういう形で地域の商店街が疲弊していく、活 気がなくなってくる、大型店舗ができてきて、 そこに食われてしまってだんだんなくなってい くということになると、田舎の商店街は、だん だん高齢化率が高くなって高齢者がふえておっ て、要するに、若い人は車に乗って郊外の大型 店舗に行って買い物をしてもいいんですけれど も、地域を利用している人たちが、そういうこ とで利用できなくなる可能性も今後出てくるわ けですね。ですから、そういう一生懸命地元で 守ってやっていこうと、そういうことあたりに 向けて何らかの方法を考えていかないといけな いんじゃないかなと。こういう結果が出てくる と何か知恵を使っていかなくちゃいけないん じゃないかなというふうに思いますので、これ は別に答弁は要りませんが、そういうふうに何 か考えてあげていただきたいなというふうに思 います。

226ページ、小規模事業対策費が2,300万円余減額になってきているんですが、その中の大きいのに3の建設産業等経営支援事業で1,300万円の減額になってきている。予算との違いはどういうことで生じたと見たらいいんですか。

○古賀経営金融課長 1,300万ということで、多額の金額を補正減するわけでございますけれども、実はこの事業を提案するときには予定されていなかったんですけれども、国のほうが、今年度から3カ年事業で地域連携拠点事業というのをやっております。これは、県内では、商工会議所、商工会で申し上げますと、宮崎と都城

の会議所、県の商工連と国富の商工会が受けているわけでございますけれども、性質的に似たような事業をやっていただいています。全体で5,500万円ほどの補助を国から直接受けているわけでございますけれども、この事業で賄えるものはこの事業で賄わせていただきまして、その分、県の分を節約させていただいたという結果でございます。

〇星原委員 わかりました。

それと、235ページの認定職業訓練費ということで書いてあるんですが、これも7,600万円余の予算の中から1,300万円余減額で、特に2の認定職業訓練助成事業費補助金ということで、訓練生が少なかったということで単純にそれだけ減ったという形なのか、訓練生が少ないから減った分もあるんですが、PRとか、前年度がどうだったのかあれなんですが、急激にこれだけ減ったのかどうか、その辺を教えてください。

○押川労働政策課長 この事業につきましては、 当然、前年度のヒアリング時に、民間の職訓校 のほうと十分ヒアリングを実施しまして、数等 をある程度把握した上で国等への交付申請とい う話になるんですが、20年度の場合、ヒアリン グをした時点で職訓校が出してまいりました人 数が、2,869名というようなことで出てまいりま したけれども、最終的に交付申請の時期になり ますと、2,008人というような形で、人数が減っ てきたことによる減でございます。

○星原委員 247ページ、地域活性化促進費ということで、宮崎に来んね、住まんね、呼びかけ強化事業が440万減額になっているんですが、多分、これも新規事業として、宮崎県のPRをしようということで呼びかけた事業だと思うんですね。市町村からの申し出がなかったということなんですが、この事業というのは、市町村に

そういう形の補助金を流すということもあった んでしょうが、我々がこの事業をやるときには、 かなり県が力を入れた事業じゃないかなと。だ から、これは使い切って、逆に足らんぐらいに までなっているのかなというふうに思っていま したが、申し込みがないということは、市町村 がこの事業に対してそんなに取り組む意欲がな かったのか、それとも市町村にとって、自分た ちの多分、出し分もあるはずですから、そうなっ てきたときにはそこまで申し込みがなかったの か、この事業に対する当初の目的と、実際こう いう形になってくる流れと、どういうふうにそ の辺は判断すればいいんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 移住事業につきましては、市町村の補助金以外に、県が直接実施します東京のセミナーとか、あるいは広報事業とか、いろいろあるわけですけれども、市町村への補助事業につきましては、やはり熱心な市町村もございます。そういったところが、私どもの事業に乗っかる部分もありますけれども、いろんな機会に自分のところへのツアーを組んだり、あるいはパンフレット、広報関係の事業を組んだり、そういった熱心なところに支援をするというためにこれはつくっております。

それで、当初、内訳としましては、大体 5 市町村に100万ぐらいというような積算で500万組みましたけれども、結果的には、6 市町から、例えばお試し滞在、こういった中には一部、ツアーを予定していまして中止になった日南市等の例もございますけれども、それから空き家関係の情報整理をしたり、それから私どものシンポジウムに参加して、それに関する事務費の請求があったり、そういった形で全体で284万円執行がありまして、残りがこういうような形で今回執行残になったところでございます。

○星原委員 宮崎の知事がかわって、PRして、 宮崎の住み心地、太陽とか緑とかいつも言われ るんですが、要するに人間味、人情味があって の宮崎県ということで、我々も北海道に行った とき、北海道もそういうような事業、住む形の ことをやっていた話を聞いたことがあるんです。 いろんな行動は起こされているんでしょうけど、 ただ事業をこうやって組むだけじゃなくて、本 当のねらい、目的がどれぐらいの数値、5市町 村ということで100万ぐらいということだったで すけど、市町村との意見交換、こういう事業で こういうことなんでと真剣に事業を伸ばしてい く、あるいは来てもらう人をふやすとか、いろ いろなことなんだということで、双方で県と市 町村の連携といいますか、打ち合わせとか、い ろんなことを熱心にやっているのかどうか。た だ事業を流して、こういうことをやりますから どうでしょうかと流しているのか、それによっ ても多少違うんじゃないかなという考えがする んです。

ですから、事業費を組んだら、その予算を使い切るためには、目的が何で、成果をどこら辺に求めているんだという、そういうものに向けて、1年間の中で言えば、3カ月、半年、9カ月、最後の12カ月になるまでの間に予算を使い切って、そうやってやっていく目的があるのなら、そういうふうになるようにするためにどうしたらいいかとやっているものなんですか。最初に投げかけておって、それで申し込みがあった、それだけで終わっているのか。その辺が見えてこないと、今後、この事業だけじゃなくて、いろんな事業を組んでも、要するにさったりたちの負担金が多くなるとできないので、そのまま残ってしまうとか、途中でそういう検証をして、この

事業費を使って、その目的はあったはずですから、どうするかというところまでは、事業を組んだ以上は組んだ責任があると思うんですね。 予算を組んでおるわけだから。ほかにもいっぱい予算が要るところがあるのに、みんなそれぞれが組んでいるわけですから、この事業には意欲がある、取り組まないかんと思っている事業は使い切るぐらいの、そういう迫力というか、考え方で取り組まんと成果が出てこんのじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうだったんですか。

〇甲斐みやざきアピール課長 移住事業そのも のが私どもにとっても大変大きな柱でございま すし、そして、市町村とこれは一緒にやらない とできない事業でございますので、市町村とは、 例えば年度初めにこういった事業の説明をした り、それから、市町村の窓口になる方にいろん な研修もやったりしております。今度は東京の 窓口の方に来てもらいまして、その経験談を話 してもらいましたり、ことしは特に移住関係の パンフレットを新しくつくりまして、そこにす べての市町村のデータを入れましたので、それ を通じて、さらにまた市町村といろんな考えを 聞いたり、意見交換をしたり、そういう意味で は、私どもも、市町村に頑張っていただくこと が移住の実績につながると思っていますので、 これは、もっともっと私どもも市町村に対して の働きかけをしたいと思います。

○星原委員 ぜひ、そういうふうにして今後、また事業の成果が出てくるように、予算が余ったら、そのままこれだけ余りましたという報告じゃなくて、次に向けて、また予算が余った分を次は減額されるのかどうか、この予算が21年度に入っていくのかどうかわかりませんが、そういうことやらでちゃんとやっていただきたい

なというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○甲斐みやざきアピール課長 それから、補助 金の財源になっています、先ほどお問い合わせ のありました基金の原資でございますけれども、 これは、中山間・地域対策室が所管しています 基金でございまして、今年度当初が26億4,681 万2,000円ということでございました。以上でご ざいます。

〇十屋委員長 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時2分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、議案の質疑を行い たいと思います。議案の質疑はございませんか。

- **〇外山委員** 議案第69号と70号を分けている意 味は何があるんでしょうか。
- ○金丸地域雇用対策監 これは、国の2つの交付金を受けて実施する事業でございまして、緊急雇用創出事業につきましては、6カ月未満の短期的なつなぎの雇用を提供するという事業のために使うものでございまして、国の予算としては一般会計予算が原資になっております。それから、ふるさと基金事業につきましては、地域のニーズを踏まえた安定的な雇用を提供するということで、これは、労働保険会計が原資となっておりまして、国の事業がそのように2つに分けて、短期と継続的な雇用となっていることから、2つの基金とするものでございます。
- **〇外山委員** こういう分け方というのが現状に 合致するんでしょうか。
- ○金丸地域雇用対策監 2つの基金を1つとしてできないかとかいう議論は国との会議ではあったんですけれども、先ほど申し上げました

ように、片方のほうは13年度から16年度に実施されました基金事業と同じように、6カ月未満の短期的なつなぎの雇用機会を提供することで、働きながら次の仕事を探してくださいということが目的であります。それから、ふるさと基金のほうは、最長3年間、人件費等の支援を行うことによって、立ち上がり支援といいますか、その後、正社員化してくださいねというようなことがありますので、ここが前回の基金事業との大きな違いで、これをうまく使うことによって、今後の安定雇用を生み出せるんじゃないかなというふうに思っております。

- ○外山委員 一般的には6カ月間働く、しかし、 7カ月、8カ月と継続して働くことが可能だった、そういった場合はどうなるんですか。
- ○金丸地域雇用対策監 基金事業では、1人の 人については1つの事業で1回限り、緊急雇用 につきましては、最長6カ月ということになっ ております。
- ○外山委員 わかりますよ。6カ月間働いていたら、もっと働いてくれと仮に言われた、そうなった場合はどうなるんですか。
- **〇金丸地域雇用対策監** 緊急雇用でやった場合 には、正社員化した場合はほかの助成措置等の 対象にもすることができます。
- ○外山委員 どう言ったらいいのか、6カ月間で当初考えていたら、会社がもっといてくれとなった場合に、これにチェンジすることはできるんですか、できないんですか。
- ○金丸地域雇用対策監 6カ月が限度でございます。後はそれでおってくれということであれば、自社の職員として雇用をしていただいて、それで正社員化すれば、今の非正規労働者を正社員化したときの助成金でありますとか、そういったものの対象となりますということでござ

います。ですから、そういうのが想定されるものは、どちらかといったら、ふるさと雇用再生 基金のほうを活用して事業を実施していくとい うことになろうかと思います。

○外山委員 こういう分け方というのは余り現場にはなじまない。私も35年ほど事業をやっていて、よくわかります。これは何人を目標とされているんでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 国の事業設定では、緊 急雇用創出事業につきましては、1,500億円で10万人の雇用を目指すということになっておりますので、本県に配分されました金額でいたしますと、半年ベースで約2,000人、緊急雇用創出事業については、最長6カ月間の雇用となっております。

それから、ふるさと雇用につきましては、全 国枠2,500億円で10万人の雇用を目指しておりま すので、本県の場合でいきますと約2,500人の雇 用というのが設計スキームになっています。

〇外山委員 10万人だったら1,000人じゃないんですか。

○金丸地域雇用対策監 全国枠2,500億円で10万 人の雇用、本県に対する配分額は63億3,000万で ございますので、それで換算いたしますと 約2,500人ということになります。

○外山委員 職業訓練校、第1次補正で生活給付10万円が、たしか12万円ぐらいになったと思うんですが、宮崎県の職業訓練校といいますと、認定と1年、2年、私立、公立、キャパはどのくらいなんでしょう。

○押川労働政策課長 認定職業訓練校、現在、17 団体でやっておりまして、普通課程が、19年度 の実績でございますが、112人、短期課程が2,257 人ということでございます。

O外山委員 公、私。

○押川労働政策課長 県の産業技術専門校のほうでございますが、定員が80名、高鍋校のほうが50名となっております。

〇外山委員 県外と比較して多いんですか、少ないんですか。

○押川労働政策課長 済みません、今、手元に 資料がありませんので、後ほど……。

〇十屋委員長 後ほど、また。

○外山委員 私は個人的に一貫して、宮崎のような僻地というのは、技術を磨く、技能をたっとぶといいますか、これしか生きる道はないと思うんです。職業訓練校の充実、これはぜひとも必要だと思うんです。それが公立でたったの130人。種別と教科、教えてください。

〇押川労働政策課長 公立の科目については、 西都校のほうが木造建築科、構造物鉄工科、電 気設備科、建築設備科となっていまして、高鍋 校のほうが建築科、塗装科、販売実務科となっ ております。定員が、先ほど申し上げたように、 西都校のほうがすべて20名ずつでございまし て、80名、高鍋校のほうは建築科が20名、塗装 科が20名、販売実務科が10名の50名となってお ります。

また、評価でございますが、この定員に対しまして就職者の割合が、19年度入校、ことし卒業者で、入校者72名に対しまして、今、就職が内定している者が61名、98.4%でございます。また、高鍋校のほうにつきましては、28名の入校者について、17名が就職が内定いたしておりまして、内定率が85%となっております。そのようなことから、私どもは、今の時点で西都校、高鍋校――高鍋校のほうは若干入校者数が少のうございますけれども、それ相応の就職者を出していると思っております。

〇外山委員 今回の緊急事業でどういう形で応

募があったんでしょう。

○金丸地域雇用対策監 国からの予算配分を受けまして、県が実施する事業と市町村が実施する事業を、前回と同じように1対1、市町村に3年間の限度額を内示いたしまして、今、県のほうで21年度当初の補正ということで出しておりますけれども、市町村においては今、立案中でございまして、そのヒアリングを来週半ばまでやって、事業計画をつくるということにいたしております。

○外山委員 先ほどから申し上げますように、 職業訓練ということに教科も含めてもっと力を 入れてもらえんですか。技術立県宮崎県、こう いうように標榜ができるような宮崎県にしなけ れば、例えば技能オリンピックなんかに宮崎県、 何人出て、過去何人が金メダルを取ったか、そ れはわかりますか。

〇押川労働政策課長 技能五輪でございますが、 昭和30年から始まっていまして、平成19年まで に建築大工、美容など12種類に270人が出場しま して、45名が入賞しております。

○外山委員 メダリスト。

○押川労働政策課長 第10回で2位、13回で3 位、14回で2位、2位、3位と、3名の方が入 賞されております。平成20年は、洋裁の部で銀 メダリストが1人出ております。

○外山委員 職業訓練校、技術、技能、これを 大事にするような宮崎県、あなたが部長の次に 偉くなるような、尊敬されるような、そういっ た宮崎県であってほしい、要望しておきます。 以上です。

○十屋委員長 議案質疑は、そのほか、ございませんね。

それでは、次に、その他報告事項の質疑に移 りたいと思います。 ○水間委員 11ページ、今までずっとセーフティネット保証貸付、聞いてきたんですが、今回、また新しい2月25日現在のが出ております。今、説明を受けました。これについて、私も代表質問でも言ったんですが、県独自の対策、施策、方策はないのかというようなことをお尋ねしたんですが、ここまで来てまた81件の否決案件、債務超過で返済のめどがないからというようなことだったんですが、今後の問題として、保証協会、金融機関と話をしながら──どうしても貸し渋りというような表現がまだあるんですよ。そこらあたりの対策についてどうお考えか、お聞かせください。

○古賀経営金融課長 水間委員おっしゃられるように、代表質問、一般質問でも特にセーフティネットについて、いろいろ御質問ございました。我々のほうも、できるだけ、今もございましたけど、貸し渋りとか、また九州各県、全国的に見てもまだ利用が少ないとかいうような御意見をいただいておりますことは、機会あるごとに金融機関、保証協会にはいろいろお願いをいたしておるわけでございますけれども、実は、昨日も、時間で申し上げますと本会議が終わったあたりの時間から、保証協会、金融機関の制度資金担当者の方に集まっていただきまして、いろんな意見交換をさせていただきました。

まず1点目といたしまして、利用が少ないん じゃないかと。県内の代表行はどういうことを やっているんだということをお伺いいたしまし たところ、代表行の方1行については、緊急保 証制度をどんどん推進した人には表彰制度を設 けていると。要するに、ニンジンをぶら下げて 今、営業をやっていますということをおっしゃっ ていました。2番目の行の方は、頭取が先頭に 立って推進をなさっていると。支店長にもどん どんハッパをかけていますよというようなこと をおっしゃっておりました。

さらに、年末にいろいろ窓口をあけたりという対策をやったわけでございますけれども、年度末に対して資金需要、年度末の資金が間に合わないとなりますと、これこそ大変なことになりますので、これについては、この両行については、今週の土曜日から今月いっぱい、土曜日だけですけれども、窓口をあけるということを言っておられました。

また、保証協会も、審査が2月が79億と非常に多かったわけですけれども、やはり年度末にぜひとも合わせたいということで、土曜日をあけると。

当然のことながら、経営金融課も、土日は3 月いっぱいは相談窓口はあけようということで、 我々といたしましては、できる限りのことをや りながら、中小企業者の資金支援には努めたい と思っております。

〇水間委員 非常に今、答弁としては前向きと いうんでしょうか、土曜日あるいは日曜日まで 窓口を開設し、それも経営金融課並びに保証協 会あるいは金融関係、ここらは非常にありがた いことだろうと思います。といいますのは、承 諾状況を今、見ましたけれども、2月25日から きょうを含めて1週間ぐらいで15~16億、そん な件数がここに出てきている。県内でも12~13 億。たったの1週間でこういうような状況とい うのは、適切な対応、本当にお金に困っておる 皆さん方がここに来られるわけで、3月の年度 末を迎えるに当たっては、大変な状況になると いうことも予測する。どこの皆さん方も、この 3月の年度末に日本全体がどうなるかというぐ らい大変な状況ですから、貸し渋り、貸しはが しとかいう表現があるんだけれども、これにな

らないように、窓口の開設については、大手の 金融機関といわずに、県内の金融機関にはそれ ぞれの対応ができるように、ひとつよろしくお 願いします。どうですか。

〇古賀経営金融課長 貸し渋り、いわゆる保証 が受けられないという御意見はいつも賜ってい るわけでございます。そういった意見を賜るた びに意見交換させていただいているわけですけ れども、実は一昨日、保証協会のほうに伺いま して、また意見交換をさせていただきました。 きょう、御報告の中にも申し上げているんです けれども、承諾率が95.5%ということで、やは り4.5%があるわけです。再度、どういうことで 審査なさっているんですかということで聞いた んですけれども、結局、落とすための審査はやっ ていませんと。何とかならんかというつもりで やっていますと。残りの4.5%というのは、ただ 単なる債務超過という状況ではなくて、要は、 どう検討しても返済財源が見出せない、やむに やまれないようなものですというようなもので ございますので、保証協会も一生懸命やってお りますので、そのあたりは御理解賜りたいと思っ ております。御意見としてはいつも向こうのほ うに申し上げておりますので、よろしくお願い いたします。

〇水間委員 よろしくお願いします。

もう一点、15ページ、みやざきweeekの 実施についてお聞きしたんですが、第1部、第 2部に分けてやられたようで、招待者が128人、 第1部の関係、第2部の関係、どの程度の皆さ ん方だったのか、お聞かせいただけますか。

○甲斐みやざきアピール課長 ただいまの件で ございますけれども、第1部は田崎真也さんと いうソムリエの方で、宮崎にも来られていまし て、宮崎のこともよく御存じですので、お得意 の飲み物、特に焼酎、それと「宮崎の食」ということをテーマに講演をしていただきまして、 全体で参加者、マスコミ、それから今回協力を していただきました企業の方、そして大使・応 援隊の方々ですけれども、1部は主に大使・応 援隊の方が中心の講演会になりまして、そして 2部では、そういった話をもとに、宮崎のいろ んな食材を使った料理を試食していただきました。以上でございます。

○水間委員 ここの事業費としては、どのくらいの予算でやられたんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 まだ内訳ははっきり出ておりませんけれども、県が、これに加えまして、このためにポスターとかチラシとか、そういった準備もいたしまして、そういったものを合計しますと約1,100万ぐらいになろうかと思います。

○水間委員 すばらしいことだと思いますよ。 大事なのは、来ていただいた方々に、今度はリピーターというんですか──この評価、1,100万もかけた流れで、正直言うと、宮崎の食、テレビでちょっと見たけれども、みんながおいしいおいしいと言って食べる映像だったけれども、後の問題として大事な問題だと思いますから、みやざきアピール課としては、そこを十分に今後の課題としてやっていただくようにお願いしたいですね。どうでしょうか。2月6日にやったことで、何か評価ができる分、そういう方向は出ていますか。

○甲斐みやざきアピール課長 今回のweeeek につきましては、私どもみやざきアピール課と して、事業を何をやるかということでずっと準 備なり協議を進めていまして、そしてこういう weeeekの計画になったわけでございますけ れども、継続という前提は置かずに今回はやり ました。というのは、協力企業もたくさんおられまして、いろんなフェアもこれまでやっていただいた、そういった企業が同時期にやっていただくような形で、うちのほうもこういう感謝祭という形を中に入れましてこの企画になったわけでございますけれども、終わった後で、何社かからは来年はどうするんだというお問い合わせもありますので、そこはまた企業のお話もお聞きしながら考えたいと思っています。しかし、アピールがうちの事業ですので、効果的なものを考えていきたいと思っております。

○水間委員 総勢何人ぐらいの会になったんで すか。128人そのままですか。

○甲斐みやざきアピール課長 感謝祭、「サンルートプラザ東京」にお集まりいただきましたのは、マスコミ、協力企業の代表の方、それから大使・応援隊、128名でございます。

○水間委員 マスコミが何社ぐらい、せっかくですからそこまで言いなさい。協力企業が何社、大使がどれだけ、宮崎の食の大試食会をしたのは第2部全体で何人ぐらいでしたと。

○甲斐みやざきアピール課長 マスコミ各社の 方が37名、協力企業の主に代表の方々が41名、 大使・応援隊が50名ということで、会場の規模 から、こういったところになりました。

○濵砂委員 教えてください。9ページ、みや ざき県産品東アジア販路拡大戦略、この販路拡 大戦略会議の委員12名ということでしたが、ど んな人たちなんですか。

○工藤商業支援課長 まず、実際に貿易に携わっている、またはそういう指導をしているという 県外の有識者の方が3名、あとは商工団体、具体的に言いますとJA、県の森林組合連合会、 そういうふうな団体の方でございます。

○**濵砂委員** 輸出業者が3名、商工団体、JA、

森連ですね。平成20年度、輸出者数が52社。この52社というのは、既存、もう宮崎にいるわけですね。

○工藤商業支援課長 例を挙げますと、ミヤチク、宮崎ベジタブル・ファームなんかの農産物関係が13社、水永水産など水産物関係で輸出されている方が8社、県の森林組合連合会など木材関係が3社、それから碁石なんかの工芸品、これを輸出されている方が4社、残りの24社は食品関係でございます。

○濵砂委員 重点品目で牛肉、カンショ、完熟 キンカンとか書いてあるんですが、東アジア全 体を見ると、対象国が中国からベトナムまでずっ とありますけれども、今、実際にこの中で取引 しているというのは、全部取引しているんです か。

○工藤商業支援課長 実際に取引している国で ございましょうか。まず韓国、それから中国。中国は農産物はほとんど輸出できませんので、 食品の加工品です。それから香港、台湾、シン ガポールでございます。

○濵砂委員 平成25年度までに70社ということですが、現在52社ですから、あと18社ですか。 その18社、今は中国、韓国、台湾、香港、シンガポールですから5、あとインドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、各国に全体が取引ができるようなものを今から計画されていくということですね。

○工藤商業支援課長 いろいろと国によって好みとか違いますので、国によって重点品目を決めて輸出を伸ばしていこうと考えております。シンガポールとか南のほうに行きますと、イスラム教等が多数ありますので、そうすると豚関係由来の調味料とかは全然だめですので、国別に決めております。

○濵砂委員 難しい話じゃないんですよ。将来、 宮崎県で輸出をしていく対象国がこれだけ出て きているから、そして平成25年までに70社の輸 出業者をつくり上げるという目標数値が出てい ますので、この70社は東アジア対象国全体に行 けるような状況ができ上がるのかと、現状を見 てどうなのかという話なんです。

○工藤商業支援課長 私も、70社にするために、 来年度、また新規予算で御相談をさせていただ きますけど、現地のバイヤーを呼んで、今度は 県内企業を集めまして、これで輸出できるよう な商品があればふやしていく、バックアップし ていくということでこの70社に近づけたいなと 考えております。

○濵砂委員 10ページ、東アジアでの県産品の定番・定着化と販路拡大という中にずっと書いてあるんですが、新たな取引ルート・パートナーの開拓とかいうのが中に出てきているんです。そして、戦略Ⅲでは、みずから取り組む輸出者への支援とか、あるいは戦略Ⅱ、新たな輸出者の育成・拡大とかいうのが出てきていますので、そういった宮崎県内の業者、ここに出ている森連とかJA関係とか商工団体とかいうのは、前からそれぞれにやっているところなんですね。牛肉なんかというのも輸出は現実的に無理じゃないかと思うんですが、その辺も含めて、今後、県内のこういった輸出業者を育成していこうというものがこの中には入っているんですか。

○工藤商業支援課長 今、農産物関係が多いんです。それで、農業法人とか、農業ばっかりじゃなくて、いろいろありますので、そういう人たちと売り込みに行ったりしておりますので、そういう人がふえて70社に持ち込めればいいなと思っております。

○濵砂委員 実は、知り合いに向こうに進出し

たいという人がいるんです。何の進出かというと、こういった輸出販売も含めてなんですけど、 東南アジア等に入り込みたいというような人たちもいるんですが、そんな人たちは、支援とか、 そういった政策とかいうものの窓口があるんですか。

○工藤商業支援課長 窓口としましては、県の ほかにも貿易振興協会とか……。

○濵砂委員 育成・販路拡大というのが書いてあるから、そこの窓口が県にあるんですかという話を聞いているんです。

○工藤商業支援課長 相談窓口は私どものほう でやっておりまして、そういう商談会があると か、向こうのほうに行って売り込みたいとかい うような事業もやっております。

○河野哲也委員 演砂委員が前段階で質問した かったことなんですけど、今現在、52社の成功 例というか、品目、輸出先、実績というか、も しデータがあれば。

○工藤商業支援課長 正確なデータはございませんが、これは一応アンケート調査でもってやっております。金額は正確なことはわかりません。ただ、貿易実態調査によりますと、昨年度で食料品関係1億5,000万程度を輸出しておりまして、個別企業については今、正確な数字は持っておりません。

○河野哲也委員 今のは資料としていただける ことはできるんでしょうか。

○工藤商業支援課長 個別企業の数値は企業秘密もありますので……。

○河野哲也委員 わかりました。

セーフティネット保証で、先ほど、精いっぱいやっていただいているということだったんですけど、2月27日時点で760業種ということで、金融機関が今まで扱っていないというか、なか

なか相談に行かなかった業種が12月以降ふえているんではないかなと。その中で過去の業績ということで、なかなかこの新しい業種に対して攻めていないというか、受けていないというか、そういう実態があるんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺も、しっかり新しい業種、ふえた業種に向かっては、間口を広げて受け取っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○古賀経営金融課長 今までもお答えさせていただいているんですけど、我々としては一生懸命やっているつもりなんですけれども、まだまだ浸透し足らない部分もあるだろうと思っております。ですから、これからもあらゆる機会をとらえて、業種が拡大した、もしくはこの利用がしやすいんだということをアピールしていきたいと思っております。

〇十屋委員長 ほかはございませんか。

〇押川労働政策課長 先ほど、外山委員の質問に答えられなかった部分で、九州各県の訓練校の数と定員でございますが、公立だけですが、福岡県が7校ございまして、定員が978名、佐賀県が1校で175名、長崎県が2校ありまして、定員が290名、熊本県が1校で63名、大分県が4校で270名、鹿児島県が4校で170名、沖縄県が1校で205名となっております。

○武井委員 水間委員と河野委員からセーフティネットの関係が少し出ていましたので、ちょっと関連になるかと思って伺いたいんですが、商工ファンドの破綻が大きく報道されていますが、その影響というのは本県ではあるのか、あればどの程度あるのか、お聞かせください。

〇古賀経営金融課長 先月の23日(月)だった と思いますけれども、SFCGが民事再生を申 請したということで、当日中に相談窓口を設置

させていただきました。私たちのほうが一番心 配いたしましたのは、結局、SFCGからお金 を融資されている方々が、今後、どこから資金 繰りするんだろうかと。この資金繰り支援のた めの窓口を設置する必要があるということで、 緊急に開いたわけでございますけれども、実は 相談はそういう相談ではございませんで、相談 件数としては1週間で69件ぐらいあっておりま して、内容といたしましては、今、SFCGか らお金を借りているんだけれども、今後支払わ ないかんのだろうか、どうだろうかというよう なもの、もしくは、過払い請求をやっている、 もしくはしようとしている、これについてはど うすればいいんだと。それと、SFCGが民事 再生する前に日本振興銀行のほうに債権譲渡を やっています。この関係の問い合わせ、そういっ たものが多うございました。

○武井委員 今の過払いの相談をしたという話を私も1件聞いていたんですが、実際にそういう形で法的な整理に入っていく中で、過払い請求とかいうのは、今後も続けていくことができる状況にあるんでしょうか。

○古賀経営金融課長 基本的には相談窓口というのがございます。そちらのほうを御紹介しているわけでございますけれども、一般の民事再生と同じですから、債権者登録をする必要があるだろうと思っております。ですから、そういった部分の窓口の紹介もしくは手続の仕方を、我々のほうとしては御説明申し上げているという状況です。

○武井委員 その窓口というのは今もあいているんですか。もう終わったということですか。

〇古賀経営金融課長 今でもあいております。

〇武井委員 わかりました。

次に移ります。企業誘致の件でございます

が、12ページに誘致企業の一覧、誘致企業の定義とかは今までもいろいろと出ていますので割愛いたしますが、括弧のほうに最終雇用予定者数が出ているんですが、例えば、この中でも雇いどめをするとか、厳しいというのがるる報道されたりする会社もあるようなんですが、この括弧の最終雇用予定者数というのは、当初から変わっていない、ここが変更になっているというところとかがあるのか、ないのか。あれば、ここはこうなったとかいうところまで教えてください。

○長嶺企業立地推進局次長 現在、ここに掲げてございますように、最終雇用予定者数が平成20年度で1,215名ということでございますが、この数字自体が変わったということは聞いておりません。

○武井委員 中には派遣切りとか、規模を縮小するとかといったような報道がされている社もあるように見えるんです。具体的に名前を言っていいと思うんですけど、ダイシンキヤノンとかアスモとか、いろいろそういう報道をされますが、こういうところは、この数字というのは変わっていない、ないしは変わらないということでいいということでよろしいですか。

○長嶺企業立地推進局次長 今、御指摘がございましたけれども、企業立地は、ちょっと説明させていただきますと、立地調印ないしは認定をいたしまして、ある一定期間の猶予期間がございます。通常5年の間に操業を開始するということでございまして、今、こういう形で計画が後ろ倒しになるというのはありますけれども、それ自体を取りやめるということではないということで、この数字については変更ということはないということで御理解いただければと思います。

〇武井委員 ちょっと確認をいたしますが、12 ページでございますが、例えばダイシンキヤノンが300 (300) とありますから、つまり300人が最終雇用予定者数であると。300とありますから、その最終雇用予定者数の300人を現在雇用しているという状況にあるということですが、この300人というのは、現段階でも継続的に雇用された状態にあるという理解でよろしいということでしょうか。

○長嶺企業立地推進局次長 今の御指摘でございますけれども、ダイシンキヤノンについて申し上げますと、現在、私どもで言う常用雇用者、1年以上の常用雇用というのがございますけれども、ここに書いてある300人という方は、そういう形の方だということで、順次、今、ダイシンキヤノンのほうは、そういう方じゃない方から常用雇用のほうに順次切りかえてきておられるということで、ほぼこの300人については達成をされるというふうに思っております。

○武井委員 達成をされるということは、されてはいないということですか。ちょっと言葉じりを恐縮ですが。

○矢野企業立地推進局長 ダイシンキヤノン は20年4月14日に調印しまして、300名を雇用す るという計画でございました。直近で聞いたと ころは、もう301名になっているということでご ざいます。以上です。

○武井委員 それを踏まえてですが、仮定の話で、今後、こういった企業が人員削減をしていくということになったときに、一たん、今、ダイシンキヤノンは301人ということで、ここに300と入ったわけなんですが、この数字というのは、今後、減ることがあり得るということなんでしょうか。例えば、50人減らしたために、一たん300になったけれども、また250に落ちるということ

になることがあるのかどうか、伺います。

○長嶺企業立地推進局次長 ここに書いてございますのは、先ほど申しましたように、進出に係る計画に係るものを掲げさせていただいているということでございます。今、お尋ねの件につきましては、企業活動の中で、従業員数が時によっては減ったりとかふえたりということはあるということで、これとそれとは切り離して考えていただければと思っております。

○武井委員 確認ですが、最大瞬間風速的に一たんでも300に上がれば、後は200になっても100になっても、300という数字にここではなるということでよろしいでしょうか。

○長嶺企業立地推進局次長 これにつきましては、一応計画として出していただきまして、今後、フォローアップ事業とかいうことで企業も訪問させていただきまして、また、補助金とかのことになりましたら、実際に雇っていらっしゃる状況を確認して、それから手続に入るということでございます。

〇武井委員 であるとするならば、今後の資料の出していただき方とかにもなるんでしょうけれども、これは必ずしも実態を反映した形にはなっていないというか、ならない可能性があるということですね。実際300人という段階があったかもしれないけど、今、300人かどうかわからないということですから、そういうことであるのであれば、これは要望という形になるのかと思うんですが、今後は実際に雇用予定者数が300(300)で、現在は何人と、それがあわせて必要ではないのかというのは感じます。そうしないと、それだけを見ても実態を見誤ってしまうのかなということを思いましたので、ぜひ、これは要望でお願いしたいと思います。

〇矢野企業立地推進局長 この質問をよくいた

だくんですけれども、毎年12月に調査している アンケート調査の傾向ですが、事業進出計画を 出される企業が、割と控え目な計画で出されま す。アンケート調査の結果、部分的ではござい ますけれども、進出時よりも全体的にはふえた 傾向にあります。以上です。

〇武井委員 わかりました。よろしくお願いします。

フラワーフェスタを伺いたいと思います。内容は例年変わりませんから内容についてはお聞きしませんが、会場とか期間とか特徴は書いてあるんですが、集客の目標みたいなものというのは書いてないので、そのあたりの集客見込み等があるのであればお聞かせください。

○甲斐みやざきアピール課長 私どもとしては、 少しでも多くというふうに思っているわけでご ざいますけれども、せめて前年並みにはなりた いと。20年度が「こどものくに」だけで見ます と約21万人、県全体の会場で申し上げますと約77 万5,000人、そういう数字でございますので、や はりそういったところを目標に頑張っていきた いと思っております。

○武井委員 フラワーフェスタといいますと、 メーン会場は「こどものくに」のイメージが強いんですが、実際は全県にあって、77万人ということなんですが、例えば西都原なんかというのを見ますと、花見のメッカですから、みんな花見に行くわけなんですけれども、そういったような人たちも一応この77万人の中には入っているという理解でよろしいということですか。

○甲斐みやざきアピール課長 そういうほかの 会場も含めての数字でございます。

○武井委員 そういった意味でいくと、この77 万人といっても非常に広くとられているんだな という印象を持ちました。 最後、もう一点なんですが、旅行商品として 一番なのは、県外のお客さん、団体ツアーで組まれてバスで来るということなんですが、旅行商品の造成としては、どういうふうな形でエージェントにアプローチされたり、また、どれでらいの旅行商品が組まれているとか、その辺で把握されているものがあればお聞かせください。 〇甲斐みやざきアピール課長 フラワーフェスタに関しましては、旅行商品の数は正確なところがありませんけれども、私の印象では、どちらかというと個人で来られる方のほうが多いというとしましても、県外もそうですけれども、テレビコマーシャルとか、新聞とか、そういうことに力に入れてやっております。

○武井委員 県外なんかに行っても、熊本でも 鹿児島でも福岡でもですけど、「フラワーフェス タ」と入っている旅行商品、結構ありますから、 その辺はぜひ追いかけていただいて、例年組ま れるでしょうから、そういうところへのアプロー チもまた効果的ではないかと思いますので、よ ろしくお願いします。以上です。

○濵砂委員 先ほど、河野委員が話をした東アジアの販路拡大戦略なんですが、220ページの貿易振興費、7,087万1,000円の予算でいいんですか。52社の名前を出したら何か問題があるんですか。資料が欲しいんですよ。

〇工藤商業支援課長 名前は大丈夫でございます。

○濵砂委員 では、取り扱い品目と相手国と会 社名ぐらいは出せますか。だったら資料で提供 してほしいんですが。

○工藤商業支援課長 名前と品目は出せます。 相手国までは正確には調べていないので。といいますのが、貿易は、その業者が、例えば香港 なんかに直接持っていっているわけではありません。それでは非常にリスクが高いので、県内の人たちは、まず貿易商社とか、卸屋さんに国内で売ってしまいます。それから先は、その卸屋さんとか、そういうところが香港に持っていったり台湾に持っていったりしております。

- ○濵砂委員 わかる程度でいいですから、資料でお願いします。
- **○工藤商業支援課長** わかりました。
- ○濵砂委員 もう一点資料要求なんですが、誘致企業の団地造成の奨励をやっていますね。奨励というか、各市町村に団地造成するようなところはないかという話は前やっていましたが、今でもあるんですか。
- ○長嶺企業立地推進局次長 以前に市町村が団 地造成されるときに、一部経費を助成していた 制度はございますが、これについては、現在の ところございません。今回、新規予算で広域拠 点というのがございます。これはまた当初にな るんでしょうけれども、そういう大型の団地の 支援制度を新たにつくったということでございます。
- **○濵砂委員** その説明資料をいただけませんか。
- 〇長嶺企業立地推進局次長 広域拠点団地の整 備事業の資料でございますか。わかりました。
- ○濵砂委員 特典も補助関係も。
- **〇十屋委員長** ほか、ございませんか。
- ○外山委員 誘致企業で星原委員と私がにっこり、委員長と河野委員ががっくり。というのは、延岡・日向は、日向が1件、あとは県西と県央に限定している。これは何か理由があるんでしょうか。
- ○長嶺企業立地推進局次長 今、お手元に配付 してございます誘致の状況については、確かに そういう部分がございますけれども、県として

は、市町村と誘致に関する協議会等もつくって おりまして、各地区で誘致に向けての情報交換 とかいうこともやっておりまして、各市町村と 連携しながら取り組んでいっておるところでは ございます。

○外山委員 ほとんど何を言っていらっしゃるかわからんのだけど、というのは、派遣切り、雇いどめ、これを地域別に2,000名出せますか。

○金丸地域雇用対策監 派遣切り、雇いどめ等につきましては、宮崎労働局が毎月末日に公表していますけれども、全体の数字、派遣、請負、契約等の別が公表されているだけで、それ以上の資料は公表されておりませんので……。

○外山委員 県土の均衡ある発展とよく言います。誘致企業では県北はほとんどない。県西と県央だけ。これからするといびつな宮崎県になると。そういったことを十分考えて、今後、誘致をすべき地域、一生懸命になる地域を県北に厚くする、そういうふうに考えなければ大変だろうなと思いますから、要望にとどめておきます。

〇十屋委員長 その他。

○水間委員 この前、一般質問で問題提起があったんですが、運動公園のマリンスポーツの問題で、運動公園から取りつけ道路をお願いしたいというような質問だったと思います。ただ、これを考えるときに、私が言いたかったのは、今回のWBCですよ。知事の総括はいただきました。何やかや事故がなくて済んだと。よかったなと私も思います。ただ一番問題は、駐車場ですよ。3万人も収容する球場がありながら、最大3,500台しかとめられない。こんなところでは困ると。渋滞はする。何か話を聞くと、民間の駐車場に入って1時間2,000円も3,000円も取られた人もおられる。1時間ですよ。今度、おも

てなし日本一云々で、これは100何万減額になっていますけれども、ここを考えたときには、今回のWBCの問題も含めて、駐車場の問題は、商工観光労働部あるいは県土整備部の都市計画課ですか、あるいは施設の管理をする、許可をする教育委員会、ここらあたりと連携しながら、この駐車場問題は早く解決してくださいよ。今度の話は、試合が急遽決まったからと。これも一つは入場料の問題だったんですよ。これをただにしたことがこれだけ……。

いわゆる2月16日から始まって、2万人、3 万人が来るのに、何も感じなかったのかと。ど こでだれが陣頭指揮をとりながら、どういう方 向で進めばいいのか。県の職員が行って、手で 配って、職員は大変だったと思いますよ。そこ らあたりを考えると、今回の問題を一つの問題 として、商工観光労働部長にWBCの問題、知 事は総括をしていただきましたが、スポーツラ ンドみやざきを推進する部長として、今回のこ とについて総括というか――職員の残業を含め て問題がある。それとまた、球場の中で土産物 屋さん、売店、だれがあそこを管理して、だれ があれを決めるのか。うどんを食べたら生うど んだったとか、そんな信じられないことがあそ こで起きているんですよ。そういう情報が入っ ているのかと思って今、あえて言うんですが、 部長、何か総括ができれば、駐車場の問題を含 めて、今後、マリンスポーツも推進されるわけ ですから、そこら辺、ひとつお聞きしたいです ね。

○高山商工観光労働部長 WBCの関係で本会 議で御質問を受けまして、知事のほうが総括さ せていただきました。あの中にすべて凝縮して ありますので、それ以上の細かいことは申し上 げませんが、確かに、職員も一生懸命やってい て、中には1時間以上チケットがなくなって食い下がられたと。精神的にもかなりきつかったという職員もおります。本当によく頑張ってもらったというふうに思っています。ただ、先ほど言いましたように、すべて知事答弁に凝縮しておりますけれども、確かに、駐車場の問題とか、巨人軍のキャンプのときもいろんな問題がありました。売店の関係とか、宮崎市の関係とか、いろいろ一緒にやっている関係がありますから、そこ辺はいろいろ御意見をいただいて、出た問題はまた次の教訓にさせていただきたいと思います。

駐車場の関係は、あの全体をまた広げていく

のかどうかとか、それを買収するのかとか、い ろいろ難しい問題もあります。これもあわせて ですけれども、今回をいいきっかけとして、勉 強させていただいて、次につなげていきたいと いうふうに思っています。以上でございます。 ○水間委員 これは運動公園全体の地図なんで すが、今、2本しか入り口はないんです。この 問題は、ここが木崎浜で、右側の加江田川の堤 防を通って今、入っていると。マリンスポーツ をされる方、サーファーの皆さん方はどっちか というと夜も昼もないわけですね。だから、公 園の中を夜も昼も開放しなさいということには なりませんから、どうしても端っこでないとい けないでしょうから、そこらあたりを含めなが ら、道路の問題も県土整備部とうまくやってく ださい。私も話を聞いてこの地図上で落として みましたけど、2カ所しかないんですよ。そこ ら辺はひとつよろしくお願いします。以上です。 〇十屋委員長 それでは、以上をもって商工観 光労働部を終了いたします。執行部の皆様には 御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時13分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等 の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終 了した後にお願いいたします。

〇山田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてより県土整備行政の推進につきまして、特段の御指導、御協力を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一般国 道448号小崎バイパスの開通について御報告申し 上げます。串間市小崎地区におきましては、平 成18年6月に大規模地すべりによる道路災害が 発生いたしました。現道での復旧を避ける形で バイパス工事を進めてまいりましたが、このた び、今月24日に開通できる運びとなりました。 これによりまして、これまでの迂回路での片側 交互通行、10分置きに規制をしておりましたけ れども、全面通行が可能となりまして、安全・ 安心の確保、利便性の向上が図られ、ひいては 観光振興、そして地域振興につながるものと考 えております。

次に、今回の委員会で御審議いただきます県 土整備部所管の議案等につきまして、その概要 を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、まず、資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課・局ごとに記載しております。

まず、管理課から、県土整備部の2月補正予 算案等につきまして御説明申し上げます。また、 この資料とは別に、お手元に配付されております冊子、歳出予算説明資料により、各課・局の 補正予算案を順番に御説明申し上げます。

次に、補正予算案以外の議案及び報告事項でありますが、管理課から、宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。次に、道路建設課から、工事請負契約の締結及び変更につきまして御説明申し上げます。また、損害賠償額を定めたことにつきまして、道路保全課から御説明申し上げます。続きまして、都市計画課の欄でありますが、土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更につきまして御説明申し上げます。次に、建築住宅課から、公の施設の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

以上が県土整備部の議案及び報告事項でありますが、その詳細につきましては、それぞれ担当課・局長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

〇持原管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料につきまして説明いたします。各課が説明に使用いたします資料は、1 つ目が平成21年2月定例県議会提出議案(平成20年度補正分)、2つ目が平成20年度2月補正歳出予算説明資料、3つ目が平成21年2月定例県議会提出報告書、4つ目が平成21年2月定例県議会提出議案(議案第63号)外追加分、以上4つでございますけれども、提出議案及び報告書につきましては、県土整備部関係分だけ抜粋いたしまして、お手元の常任委員会資料にまとめておりますので、この委員会資料で御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きく

ださい。県土整備部の2月補正予算の概要につきましてであります。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧事業費等の事業費の確定に伴うものでございまして、この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にしたものでございまして、予算の総括表となっております。一般会計と特別会計とを合わせました今回の補正額は、部予算合計に記載しておりますように、74億1,745万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額は、850億1,998万円、前年度同期比で97.8%となっております。

次に、2ページをごらんください。補助公共 事業であります。事業ごとの補正額は記載のと おりでありますけれども、国庫補助決定に伴い まして、合計で2,329万7,000円の減額となりま す。

次に、3ページをごらんください。上の表の 地方道路交付金事業につきましては、国の追加 決定に伴いまして、12億4,000万円の増額であり ます。下の表の県単公共事業につきましては、 地方道路交付金への振りかえなどによりまして、 1億158万9,000円の減額となります。

次に、4ページをごらんください。直轄事業 負担金でありますけれども、国が直轄で行いま す道路や河川の事業費の確定によりまして、3 億1,984万円の減額となります。

次に、5ページをごらんください。災害復旧 事業費でございますけれども、査定の決定によ りまして、74億1,840万6,000円の減額をお願い いたしております。

次に、6ページをごらんください。一般会計の繰越明許費の補正であります。2月議会申請の欄が今回お願いしております繰越明許費であります。追加分といたしまして18事業、8億3,052万9,000円と、変更分といたしまして、1月議会

までに御承認いただきました32事業のうち29事業につきまして97億2,063万円の増額をお願いするものであります。今回お願いしております一般会計の繰越明許費は、追加と変更分とを合わせまして105億5,115万9,000円となります。この結果、平成21年度へ繰り越します一般会計の繰越明許費は、1月議会までの承認額に2月議会申請額を合わせまして50事業、251億6,224万3,000円となります。繰り越しの主な理由は、用地交渉や工法検討に日時を要したこと等によるものであります。次の7ページから9ページには繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

次に、10ページをごらんください。一般会計、 債務負担行為の補正であります。記載のとおり、 公共道路新設改良事業費などの2事業で6 億3,600万円の追加を、また11ページに限度額の 変更を2つの事業でお願いいたしております。

次に、12ページをごらんください。国の2次 補正に係ります国庫債務負担行為、いわゆるゼ ロ国債でありますけれども、6億円を追加議案 としてお願いいたしております。

次に、13ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費であります。右のページのとおり、公共用地取得事業で1億4,790万6,000円をお願いいたしております。繰り越しの理由は、移転先の選定等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、管理課の補正予算について御説 明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの管理課のところ、311ページをお開きください。当課の補正予算は、3億5,960万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は22億3,551万7,000円となります。

まず、(事項) 職員費でありますけれども、執 行残等に伴いまして、3 億3, 242 $\pi 3$, 000円の減 額であります。

次の(事項)連絡調整費から次ページの(事項)公共事業支援統合情報システム構築事業費までは、同じく、執行残に伴うものでございます。

最後に、(事項)建設業指導費につきましては、 執行残による補正減であります。

部全体の補正予算と管理課の補正予算につき ましては、以上であります。

次に、議案第54号「宮崎県行政機関設置条例 の一部を改正する条例」について、県土整備部 関係分を御説明いたします。

委員会資料の15ページをごらんください。まず、1の改正理由についてでございますけれども、御案内のように、3月30日付の日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴いまして、日南土木事務所と油津港湾事務所の所管区域の表示が変更になることから、条例の一部改正を行うものでございまして、所管区域の変更は別にございません。

日南土木事務所の所管区域に係る規定中「南 那珂郡」を削除いたしまして、油津港湾事務所 の所管区域に係る規定中「南那珂郡南郷町」を 削除するものでございます。

施行期日は、合併期日の平成21年3月30日と なっております。

県土整備部補正予算の概要と管理課の説明に つきましては以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。
当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の315ページ、用地 対策課をお開きください。当課の補正予算額は、 一般会計で3,080万4,000円の減額、公共用地取 得事業特別会計で2億2,444万2,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で13億493万1,000円、公共用地取得事業特別会計で26億4,455万7,000円、合わせまして39億4,948万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。317ページをお開きください。一般会計であります。まず、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費でありますが、土地の鑑定料や物件調査費の執行残によりまして、1,918万3,000円を減額するものであります。

次に、(事項) 用地対策費であります。これは、 用地対策の推進に要する経費でありますが、未 登記処理のための登記事務委託料等の執行残に よりまして、513万8,000円を減額するものであ ります。

次に、319ページをお開きください。公共用地 取得事業特別会計であります。(事項)公共用地 取得事業費でありますが、これは、公共事業に 必要な用地を先行取得するための経費でありま して、2億2,444万2,000円を増額するものであ ります。まず、財産収入の8,147万8,000円の減 額についてでありますが、これは、代替地売り払 い収入が当初の見込みを下回ったため減額する ものであります。次に、繰入金の1億6,732 万6,000円の減額についてでありますが、これ は、19年度以前に先行取得した事業用地につい て、事業課の買い戻しが当初の見込みを下回っ たため減額するものであります。次に、繰越金 の 4 億7, 292万3,000円の増額についてでありま すが、これは、昨年度2月補正以降の事業課の 買い戻し分である繰入金等を増額するものであ ります。

続きまして、説明の欄の1、公共用地取得事 業費7億666万8,000円の減額につきましては、 用地補償費等の執行残を減額するものであります。同じく2、一般会計への繰出金9億3,111万円の増額につきましては、事業収入の増額である2億2,444万2,000円と事業費の執行残である7億666万8,000円を一般会計に繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。
当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の321ページをお開きください。当課の補正予算額は、4,363万1,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は3億4,871万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。323ページをお開きください。まず、(事項)職員費でございます。職員増等に伴い、4,377万3,000円の増額をするものであります。

次の(事項)土木工事積算管理検査対策費につきましては、執行残に伴い、減額をするものであります。

技術企画課につきましては以上でございます。 〇山崎道路建設課長 道路建設課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の325ページ、道路 建設課をお開きください。当課の補正予算は、 5億7,944万6,000円の増額をお願いしておりま す。補正後の予算額は241億5,146万3,000円とな ります。

以下、主なものについて御説明いたします。327ページをお開きください。まず、(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国道10号など国の直轄事業に対する県の負担金でありますが、直轄事業費の確定に伴いまして、2億3,360万7,000円の減額となっております。

次に、(事項) スマートインター等可能性調査 事業費でありますが、これは、平成19年度に実 施いたしました調査に基づき、スマートインターチェンジ設置の可能性が残る箇所につきまして調査検討する事業でありましたが、調査のための基礎資料であります国からの将来交通量推計のための資料の提供が、予想よりも大幅におくれ、今年度内の調査の完了が見込めないために、調査を後年度に実施することとし、減額としたものであります。

次に、(事項)地方道路交付金事業費でありますが、これは、追加の経済対策を含む地方道路整備臨時交付金の額の決定に伴うもので、8億2,000万円の増額をお願いいたしております。

補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、工事請負契約の締結及び変更についてであります。委員会資料の17ページをお開きください。議案第59号、一般国道325号地域連携推進事業(河内バイパス)河内大橋上部工工事請負契約の締結についてであります。

下に位置図を、次の18ページに平面・断面図 を添付しておりますが、計画の位置は高千穂町 河内でございまして、熊本県境から高千穂町側 へ約1キロメートルの位置となります。

17ページの1に河内バイパス全体の概要を、 2に河内大橋上部工の工事概要を記載いたして おります。

3の工事請負契約の概要をごらんください。 契約金額が13億7,550万円、契約の相手方がピー エス三菱・木田・木村特定建設工事共同企業体、 契約工期が議会承認の後、契約発効の日から平 成24年3月25日までの約3カ年といたしており ます。

次に、19ページをお開きください。議案第60 号、一般国道219号地域連携推進事業木之ロトン ネル工事請負契約の変更についてであります。

19ページ下にトンネルの位置図を、20ページ

に平面・断面図を添付しておりますが、現場は 西米良村中心部から約5キロメーターほど熊本 県側にございます。

19ページの1に木之口拡幅の全体概要を、2に木之口トンネルの工事概要を記載いたしております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。 当初請負額13億8,178万4,407円を、1億2,710 万5,407円の減額、合計12億5,467万9,000円に変 更するものであります。契約の相手方は、矢野・ 宮開・三栄特定建設工事共同企業体、契約工期 は、平成19年9月28日から平成21年8月16日ま でといたしております。

変更理由でございますが、トンネルの掘削に 当たり、岩盤が当初想定していたものよりも良 質であったため、掘削時の補強工事である底版 コンクリートや崩落防止のためのボルトなどの 数量が減少したことによります。

次に、21ページをお開きください。議案第71号、主要地方道稲葉崎平原線道路受託事業安賀多橋上部工工事請負契約の締結についてであります。

下に位置図を、次の22ページに平面・断面図 を添付しておりますが、計画位置は延岡市中心 部でございまして、大瀬川にかかる橋梁でござ います。

21ページの1に安賀多工区の全体概要を、2 に安賀多橋上部工工事の概要を記載いたしております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。 契約金額が12億3,795万円、契約の相手方が川田 工業株式会社九州営業所、契約工期が、議会承 認の後、契約発効の日から平成23年3月25日ま での約2カ年といたしております。

道路建設課は以上であります。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の329ページをお開きください。当課の補正予算額は、1億4,596万5,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は160億8,864万8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。331ページをお開きください。まず、(事項)道路管理費であります。これは、道路の巡視による状況把握や応急措置的な作業等を行う道路巡視業務委託の入札残等に伴いまして、2,988万1,000円の減額であります。

次に、332ページをお開きください。(事項) 地方道路交付金事業費であります。これは、歩 道整備や舗装補修並びに災害防除等を行う事業 でありますが、地方道路整備臨時交付金の決定 に伴い、2億2,000万円の増額であります。

予算関係につきましては以上であります。

次に、損害賠償額を定めたことにつきまして、 地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告 いたします。

委員会資料の23ページをお開きください。報告は5件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容について御説明いたします。1件目の橋銘板落下事故は、橋梁を歩行中、落ちかかっていた橋銘板を直そうとしたところ、被害者左足親指上に落下し、同箇所を骨折したものであります。損害賠償額は1万2,078円であります。

2件目の落石事故は、自動車で走行中、道路 左側ののり面上部から発生した落石が車両を直撃し、車両前方部を損傷したものであります。 損害賠償額は28万3,813円であります。 3件目の落石事故は、自動車で走行中、道路右側ののり面から落ちた石に乗り上げ、車両エンジン部分を損傷したものであります。損害賠償額は85万368円であります。

4件目の冠水事故は、自動車で走行中、道路の冠水部分に進入し、車両下部の風防部品等を 損傷したものであります。損害賠償額は37 万8,252円であります。

5件目の側溝ぶた不全事故は、自動車で走行中、道路横断側溝上を通過した際、側溝ぶたがはね上がり、車両下部に衝突し、排気管部分を損傷したものであります。損害賠償額は9万2,768円であります。

なお、賠償額は、いずれも、すべて道路賠償 責任保険から支払われます。

道路保全課は以上であります。

〇岩切河川課長 河川課の補正予算について御 説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の333ページ、河川 課分をお開きください。当課の補正額は、69億267 万4,000円の減額をお願いしております。補正後 の予算額は148億7,589万1,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。335ページをお開きください。まず、(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等を行う事業でありまして、国庫補助の決定に伴い、1,640万1,000円の減額であります。

次に、336ページをお開きください。(事項) 河川受託事業費であります。これは、河川事業 の実施に伴い、市町村等から委託を受けて橋梁 のかけかえ工事などを実施する事業でありまし て、今回、宮崎市ほか3市の委託事業費が確定 したことにより、2億2,438万9,000円の減額で あります。 次に、(事項)直轄河川工事負担金であります。 これは、国が大淀川など直轄区間において、河 川激甚災害対策特別緊急事業等の河川改修や維 持工事などを行っておりますが、これに対する 県の負担金であります。今回、事業費の確定に 伴い、6,265万円の減額であります。

次に、(事項) ダム管理費であります。これは、 渡川ダムほか7つの多目的ダムと日南ダムほか 4つの治水ダムの維持管理に要する経費であり まして、執行残等に伴い、1,382万8,000円の減 額であります。

次に、337ページをごらんください。(事項) 公共土木災害復旧費であります。これは、被災 した道路や河川、砂防などの公共土木施設の災 害復旧事業でありますが、20年は大きな災害が 発生しておらず、20年災害復旧事業費等が確定 したことによる国庫負担決定等に伴い、66 億7,993万5,000円の減額であります。

次に、(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川や国道220号など直轄区間において国が行う災害復旧事業に対する県の負担金でありますが、事業費の確定に伴い、8,414万4,000円の増額であります。

河川課につきましては以上であります。

○桑畑砂防課長 砂防課の補正予算について御 説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の339ページ、砂防 課をお開きください。当課の補正予算額は、1,249 万円の減額をお願いしております。補正後の予 算額は53億4,211万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。341ページをお開きください。まず、(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流などの土砂災害から人命・財産を守るため、荒廃した渓流や地すべり区域において、砂防堰堤などの整備に

要する経費でありますが、障害防止事業の事業費確定に伴い、494万8,000円の減額であります。

次に、(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、がけ崩れから人命・財産を守るために、急傾斜地崩壊危険箇所の擁壁工やのり面工の整備に要する経費でありますが、説明欄1の急傾斜地崩壊対策事業及び説明欄2の総合流域防災事業の事業費確定に伴い、116万円の増額であります。

次に、342ページをお開きください。(事項) 直轄砂防工事負担金であります。これは、国が 実施する直轄砂防工事の負担金ですが、事業費 の確定に伴い、888万3,000円の減額であります。 砂防課につきましては以上であります。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。当課の 補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の343ページをごらんください。当課の補正予算額は、一般会計で9億810万9,000円の減額、港湾整備事業特別会計で555万2,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして67億4,248万1,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。345ページをお開きください。まず、(事項) 空港整備直轄事業負担金でございます。これは、宮崎空港の排水施設等の改良に係る直轄事業に対する負担金でありますが、事業費の確定に伴いまして、2,681万3,000円の減額をするものでございます。

次に、346ページをお開きください。(事項) 港営費であります。これは、県内の16港湾の管 理運営に要する経費でありますが、委託経費な どの執行残に伴いまして、200万3,000円の減額 をするものでございます。 次に、(事項)特別会計繰出金でございます。 これは、特別会計の収支不足を一般会計から補 てんしているものですが、国が直轄事業に係る 歳入や宮崎港の分譲地が売却できたことなどか ら、特別会計の収入がふえたため、一般会計か らの繰出金を1億6,440万円減額するものでござ います。

次に、(事項) 直轄港湾事業負担金でございます。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や航路などの整備に係る直轄事業に対する負担金でございますが、事業費の確定に伴いまして、2,835万1,000円の増額をするものでございます。

次に、347ページをごらんください。(事項) 港湾災害復旧費でございます。これは、公共港 湾施設の災害復旧に要する経費でございます が、20年災が確定したことなどに伴いまして、 7億3,847万1,000円の減額をするものでござい ます。

次に、348ページをごらんください。港湾整備 事業特別会計について御説明いたします。

(事項) 宮崎港管理運営費でございます。宮 崎港関連用地分譲促進事業の手数料等の執行残 に伴いまして、506万7,000円の減額をするもの でございます。

港湾課につきましては以上でございます。

○黒田都市計画課長 都市計画課の補正予算に ついて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の351ページをお開きください。当課の補正予算額は、1億8,598万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は33億1,571万6,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。353ページをお開きください。まず、(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業でありますが、入札による執行残に伴う1,510万円の減額であります。

次に、(事項) 大規模集客施設立地評価ガイド ライン等策定事業費でありますが、先ほどと同 様に、入札による執行残に伴う133万1,000円の 減額であります。

次の354ページをお開きください。(事項)地 方道路交付金事業費でありますが、地方道路整 備臨時交付金決定に伴うもので、2億円の増額 であります。

予算関係については以上であります。

次に、委員会資料の24ページをお開きください。議案第62号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更」について御説明いたします。

これは、平成20年2月定例県議会において議決を経た土木事業執行に伴う市町村負担金徴収に係る議決内容の一部を変更することについて、議会の議決に付するものであります。平成20年2月定例県議会において地方道路交付金事業日向地区連続立体交差及び関連する側道の道路改良について、日向市から、事業費のうち地元負担の3分の1に当たる20分の3を負担として徴収することについて議決を経ておりましたけれども、今年度の地方道路整備臨時交付金の改正によりまして、国費率が55%から65%に引き上げられることに伴い、日向市の負担率を20分の3から60分の7に軽減するものであります。以上でございます。

〇平田公園下水道課長 公園下水道課であります。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の355ページ、公園 下水道課をお開きください。当課の補正予算額 は、1,747万7,000円の減額をお願いしておりま す。補正後の予算額は8億7,403万7,000円とな ります。 以下、主なものを御説明いたします。357ページをお開きください。(事項)下水道事業推進費であります。このうち1の公共下水道整備促進事業であります。これは、公共下水道を整備しております市町村に対する県単独の交付金でありますが、市町村の事業費の確定に伴い、816万8,000円の減額であります。

公園下水道課につきましては以上であります。 **○藤原建築住宅課長** 建築住宅課であります。 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の359ページをお開きください。当課の補正予算額は、6,128万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は27億7,250万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。361ページをお開きください。まず、(事項)建築確認指導費であります。これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費でありますが、建築確認審査において、構造計算適合性判定件数が見込みよりも少なかったことから、3,558万9,000円を減額するものであります。

次に、362ページをお開きください。(事項) 公共県営住宅建設事業費であります。これは、 県営住宅の整備に要する経費でありますが、説明 の欄の住宅整備事業におきまして一部工事に変 更が生じたことや、環境整備事業におきまして 新たに外壁改修工事を追加することとしたこと 等によりまして、3,656万2,000円を増額するも のであります。なお、これらの工事につきまし ては、工期の関係から一部繰り越しを行うこと としております。

363ページをごらんください。次に、(事項) 市町村営住宅建設促進費であります。これは、 市町村が行う障がい者世帯向け公営住宅の建設 などに対しまして助成するものでありますが、 計画戸数41戸に対し、14戸の事業が先送りとなったことに伴い、512万6,000円を減額するものであります。

次に、(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が行う高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅の建設に対して助成するものでありますが、民間からの申請が少なかったため、3,656万2,000円を減額するものであります。

予算関係につきましては以上であります。

続きまして、委員会資料の25ページをお開き ください。議案第61号「公の施設の指定管理者 の指定について」であります。

本議案につきましては、現在、指定管理者を 指定しております宮崎土木事務所管内の県営住 宅33団地に、今回新たに高岡土木事務所管内の 3団地162戸を加えました36団地4,744戸につき まして、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する 条例第75条第3項の規定により、指定管理者を 指定することについて、地方自治法第244条の2 第6項の規定により県議会の議決を求めるもの であります。

まず、1の指定管理者候補者につきましては、 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会を代表団体 とする8社によるグループであります。

2の指定期間につきましては、第1期の指定 管理者の取り組み状況や公営住宅の入居収入基 準の見直しなど、今後の公営住宅の動向等を考 慮しまして、3年間としております。

次に、3の指定管理者候補者の選定につきましては、応募団体が当該グループの1団体のみでありまして、当該グループに対し、(2)の①にあります選定方法によりまして、次の26ページになりますが、②にあります指定管理者候補者選定委員会における審査を経て選定されたも

のであります。審査の結果につきましては、(3) にありますとおり、500点満点で364点、100点満点の換算で72.8点となっております。また、(4) の選定理由といたしましては、県営住宅の管理に係る適切な事業提案がなされていることや、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していることが認められたことによるものであります。

最後に、4の指定管理料につきましては、年額で1億2,400万円、指定期間の3年間で3億7,200万円となっております。

建築住宅課は以上でございます。

〇佐藤営繕課長 営繕課であります。当課の補 正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の365ページをお開きください。当課の補正予算額は、5,418万9,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は10億7,028万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。367ページをお開きください。(事項) 電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械・電気設備の維持管理に要する経費でありますが、維持・修繕工事及び維持管理業務委託等の執行残に伴い、2,414万1,000円の減額であります。

次に、(事項)電話設備等管理費であります。 これは、庁舎等の電話設備の維持管理に要する 経費でありますが、維持管理業務委託の執行残 に伴い、236万8,000円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○渡辺高速道対策局長 高速道対策局の補正予算でございます。

歳出予算説明資料の369ページをお開きください。当局の補正予算額は、2億4,473万8,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は32億5,312万6,000円となります。

続いて、371ページをお開きください。主なものを御説明します。まず、(事項)東九州自動車道建設促進対策事業費であります。これは、高速道路の工事用道路などの整備を行う事業でありまして、事業費の確定に伴って、1億190万6,000円の減額となっております。

次に、(事項) 東九州自動車道用地対策費でございます。これは、県が国土交通省と西日本高速道路株式会社から用地取得事務を受託しているものでありますけれども、業務委託費の確定に伴いまして、3,495万3,000円の減額となっております。

次に、372ページでございます。(事項)直轄 高速自動車国道事業負担金でございます。これ は、いわゆる新直轄事業の県負担金でありまし て、その事業費の確定に伴いまして、1億38 万2,000円の減額となっております。以上でござ います。

〇十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案、報告事項は損害賠償額を定めたことについて1件ありますので、あわせて質疑を受けたいと思います。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、その他について、何 かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇十屋委員長 その他のその他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 以上をもって県土整備部を終了 いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時1分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、委員長報告骨子について、委員の皆様に御相談があります。通常であれば委員長報告骨子につきましては、採決後に協議していただいておりますが、御存じのとおり、9日の月曜日が本会議で、委員長報告を行うということで日程的に余裕がありませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 委員長報告の項目として特に御 要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

午後3時10分再開

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御 一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇十屋委員長 それでは、そのようにいたした いと思います。

そのほか、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 何もないようでしたら、本日の 委員会を終了したいと思います。それでよろし いでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして本 日の委員会を終了いたします。

午後3時10分散会

午後1時30分再開

出席委員(8人)

委 員 長 十 屋 幸 平 委 員 長 副 河 野 安 幸 委 員 星原 诱 委 員 水間篤典 委 員 濵 砂 守 委 員 外山良治 委 員 武井俊輔 委 河 野 哲 也 員

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

 議事課主査
 山中康二

 議事課主査
 大下

 香

〇十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第42号、第47号から第49号、第52号から 第54号、第57号、第59号から第63号、第69号か ら第71号について、原案のとおり可決すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 御異議なしと認めます。よって、 議案第42号、第47号から第49号、第52号から第54 号、第57号、第59号から第63号、第69号から第71 号については原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

それでは、ほか、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○十屋委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。

午後1時32分閉会